「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」新旧対照表

(※マーカー部分は参考のため再掲している条文)

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
目次	目次
前文 第1 基本的考え方 1 基本方針 2 本指針の適用範囲 <u>3</u> 保護すべき個人情報 <u>4</u> 海外との共同研究	前文 第1 基本的考え方 1 基本方針 2 本指針の適用範囲
第2研究者等の責務5すべての研究者等の基本的な責務6研究を行う機関の長の責務7研究責任者の責務8個人情報管理者の責務9倫理審査委員会の責務及び構成	第2 研究者等の責務等 3 全ての研究者等の基本的な責務 4 研究を行う機関の長の責務 5 研究責任者の責務 6 海外との共同研究
第3 提供者に対する基本姿勢 10 インフォームド・コンセント 11 遺伝情報の開示 12 遺伝カウンセリング	第3 提供者に対する基本姿勢 7 インフォームド・コンセント 8 遺伝情報の開示 9 遺伝カウンセリング 第4 倫理審査委員会 10 倫理審査委員会の責務及び構成
第 <u>4</u> <u>試料等</u> の取扱い 13 研究実施前提供試料等の利用	第 <u>5</u> <u>試料・情報</u> の取扱い <u>等</u> 11 他の研究を行う機関への試料・情報の提供等 12 匿名化された情報の取扱い 13 <u>試料・情報</u> の保存及び廃棄

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
14 <u>試料等</u> の保存及び廃棄の方法	14 研究を行う機関の既存試料・情報の利用
	15 外部の機関の既存試料・情報の利用
	第6 個人情報の保護
	<u>16</u> 保護すべき個人情報
	17 安全管理措置
	18 個人情報の取扱い
	19 個人情報の開示等
	<u>20</u> 個人情報管理者の責務
<u>第5</u> 見直し	第7 用語の定義
第 <u>6</u> 用語の定義	<u>第8</u> 見直し
第 <u>7</u> 細則	第 <u>9</u> 細則
第 <u>8</u> 施行期日	第 <u>10</u> 施行期日
	<u>第11 経過措置</u>
前文	前文
利尚田空の世後は、1.4がほかかった曲かに共活ったて社会を宇宙するための	F 利労団のの世後は、 しんがほどんで心曲かにたばできて社会を宇宙すてための手

|科学研究の推進は、人々が健やかで心豊かに生活できる社会を実現するための重| 要な課題である。その中で、20世紀後半に開始されたヒトゲノム・遺伝子解析研究|要な課題である。その中で、20世紀後半に開始されたヒトゲノム・遺伝子解析研究 は、生命科学及び保健医療科学の進歩に大きく貢献し、人類の健康や福祉の発展、は、生命科学及び保健医療科学の進歩に大きく貢献し、人類の健康や福祉の発展、 新しい産業の育成等に重要な役割を果たそうとしている。

一方、ヒトゲノム・遺伝子解析研究は、個人を対象とした研究に大きく依存し、 また、研究の過程で得られた遺伝情報は、提供者(ヒトゲノム・遺伝子解析研究の また、研究の過程で得られた遺伝情報は、提供者(ヒトゲノム・遺伝子解析研究の ための試料等を提供する人)及びその血縁者の遺伝的素因を明らかにし、その取扱しための試料・情報を提供する人)及びその血縁者の遺伝的素因を明らかにし、その |いによっては、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性があるという側面|取扱いによっては、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性があるという |がある。そこで、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て、適正に|側面がある。そこで、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て、適 |研究を実施することが不可欠である。そのため、世界医師会によるヘルシンキ宣言 |正に研究を実施することが不可欠である。また、世界医師会によるヘルシンキ宣言 等に示された倫理規範を踏まえ、提供者個人の人権の保障が、科学的又は社会的な|等に示された倫理規範を踏まえ、提供者個人の人権の保障が、科学的又は社会的な 利益に優先されなければならないことに加えて、この側面について、社会に十分な|利益に優先されなければならないことに加えて、この側面について、社会に十分な 説明を行い、その理解に基づいて研究を実施することが求められている。

本指針は、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の「ヒトゲノムと人権に関す」

科学研究の推進は、人々が健やかで心豊かに生活できる社会を実現するための重 |新しい産業の育成等に重要な役割を果たしている。

一方、ヒトゲノム・遺伝子解析研究は、個人を対象とした研究に大きく依存し、 説明を行い、その理解に基づいて研究を実施することが求められている。

本指針は、これらの状況を踏まえ、ヒトゲノム・遺伝子解析研究一般に適用され

年6月14日科学技術会議生命倫理委員会取りまとめ)に示された原則に基づき、ま成し、社会に提示するものである。また、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に多様な形 28 日厚生科学審議会先端医療技術評価部会取りまとめ)、ユネスコの「ヒト遺伝情報」等が研究計画を立案し、その適否について倫理審査委員会が判断するに当たっては、 踏まえ、ヒトゲノム・遺伝子解析研究一般に適用されるべき倫理指針として、文部 められる。 科学省、厚生労働省及び経済産業省において共同で作成し、社会に提示するもので ある。

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関わるすべての関係者においてこの指針を遵守す ることが求められる。

なお、個人情報保護に関し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う機関においては、 民間企業、行政機関、独立行政法人等の区分に応じて適用される個人情報の保護に民間企業、行政機関、独立行政法人等の区分に応じて適用される個人情報の保護に |関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58|関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する 号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59|法律(平成 15 年法律第 58 号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する 号) 及び個人情報の保護に関する法律第 11 条第 1 項の趣旨を踏まえて地方公共団体 | 法律(平成 15 年法律第 59 号) 及び個人情報の保護に関する法律第 11 条第 1 項の趣旨 において制定される条例を遵守する必要があることに留意しなければならない。

第1 基本的考え方

1 基本方針

本指針は、遺伝情報が得られる等のヒトゲノム・遺伝子解析の特色を踏まえ、す べてのヒトゲノム・遺伝子解析研究に適用され、研究現場で遵守されるべき倫理指|てのヒトゲノム・遺伝子解析研究に適用され、研究現場で遵守されるべき倫理指針 針として策定されたものである。本指針は、人間の尊厳及び人権が尊重され、社会として策定されたものである。本指針は、人間の尊厳及び人権が尊重され、社会の |の理解と協力を得て、研究の適正な推進が図られることを目的とし、次に掲げる事| 理解と協力を得て、研究の適正な推進が図られることを目的とし、次に掲げる事項 項を基本方針としている。

- (1) 人間の尊厳の尊重
- (2) 事前の十分な説明と自由意思による同意(インフォームド・コンセント)
- (3) 個人情報の保護の徹底
- (4) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (5) 個人の人権の保障の科学的又は社会的利益に対する優先
- (6) 本指針に基づく研究計画の作成及び遵守並びに独立の立場に立った倫理審査 委員会による事前の審査及び承認による研究の適正の確保

改正指針(平成25年2月改正)

る世界宣言」等を踏まえて策定された「ヒトゲノム研究に関する基本原則」(平成12]るべき倫理指針として、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省において共同で作 た、「遺伝子解析研究に付随する倫理問題等に対応するための指針」(平成 12 年 4 月 態があることに配慮して、本指針においては基本的な原則を示すこととし、研究者 に関する国際宣言」、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)等を この原則を踏まえつつ、個々の研究計画の内容等に応じて適切に判断することが求

> なお、個人情報保護に関し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う機関においては、 を踏まえて地方公共団体において制定される条例を遵守する必要があることに留意 しなければならない。

第1 基本的考え方

1 基本方針

本指針は、遺伝情報が得られる等のヒトゲノム・遺伝子解析の特色を踏まえ、全 を基本方針としている。

- (1) 人間の尊厳の尊重
- (2) 事前の十分な説明と自由意思による同意(インフォームド・コンセント)
- (3) 個人情報の保護の徹底
- (4) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (5) 個人の人権の保障の科学的又は社会的利益に対する優先
- (6) 本指針に基づく研究計画の作成及び遵守並びに独立の立場に立った倫理審査 委員会による事前の審査及び承認による研究の適正の確保
- (7)研究の実施状況の第三者による実地調査及び研究結果の公表を通じた研究の│(7)研究の実施状況の第三者による実地調査及び研究結果の公表を通じた研究の

透明性の確保

(8) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する啓発活動等による国民及び社会の理解 の増進並びに研究内容を踏まえて行う国民との対話

<注>

本指針において、研究の過程で得られる遺伝情報が提供者及び血縁者の遺伝的素因を明ら かにするおそれがあること、さらに研究内容によっては提供者個人の問題にとどまらず提供 かにするおそれがあること、更に研究内容によっては提供者個人の問題にとどまらず提供者 能性があるというヒトゲノム・遺伝子解析研究の特色を踏まえ、第6の 16(3)において、「性があるというヒトゲノム・遺伝子解析研究の特色を踏まえ、第7の 21(3)において、本 本指針の対象とすべき研究の定義及び範囲を定めている。

2 本指針の適用範囲

(1) 本指針は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を対象とし、その研究に携わる研究 者等に遵守を求めるものである。適正な研究の実施のためには、研究者等一人 ひとりの努力が重要であるほか、研究を行う機関においても個人情報の保護や 倫理面での対応を適切に行うために必要な組織体制や環境の整備を図ることが 重要である。

なお、診療において実施され、解析結果が提供者及びその血縁者の診療に直 接生かされることが医学的に確立されている臨床検査及びそれに準ずるヒトゲ ノム・遺伝子解析は、医療に関する事項として、今後、慎重に検討されるべき 課題であり、本指針の対象としない。

ただし、これらのヒトゲノム・遺伝子解析についても、診療を行う医師の責 任において、個人情報の保護に関する法律に基づく医療・介護関係事業者にお ける個人情報の適切な取扱いのための指針に従うとともに、関係学会等におい て作成される指針等を参考に、本指針の趣旨を踏まえた適切な対応が望まれる。

(2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚|(第11「経過措置」に移動) 生労働省・経済産業省告示第1号。以下「旧指針」という。) の施行前に既に着

改正指針(平成25年2月改正)

透明性の確保

(8) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する啓発活動等による国民及び社会の理解 の増進並びに研究内容を踏まえて行う国民との対話

<注>

本指針において、研究の過程で得られる遺伝情報が提供者及び血縁者の遺伝的素因を明ら 者が属する集団の性質等を特徴づける可能性があること等により、様々な問題を提起する可」が属する集団の性質等を特徴づける可能性があること等により、様々な問題を提起する可能 指針の対象とすべき研究の定義及び範囲を定めている。

2 本指針の適用範囲

本指針は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を対象とし、その研究に携わる研究 者等に遵守を求めるものである。適正な研究の実施のためには、研究者等一人 一人の努力が重要であるほか、研究を行う機関においても個人情報の保護や倫 理面での対応を適切に行うために必要な組織体制や環境の整備を図ることが重 要である。

なお、診療において実施され、解析結果が提供者及びその血縁者の診療に直 接生かされることが医学的に確立されている臨床検査及びそれに準ずるヒトゲ ノム・遺伝子解析は、医療に関する事項として、今後、慎重に検討されるべき 課題であり、本指針の対象としない。

ただし、これらのヒトゲノム・遺伝子解析についても、診療を行う医師の責 任において、個人情報の保護に関する法律に基づく医療・介護関係事業者にお ける個人情報の適切な取扱いのための指針に従うとともに、関係学会等におい て作成される指針等を参考に、本指針の趣旨を踏まえた適切な対応が望まれる。

<注>

本指針において「ヒトゲノム・遺伝子解析研究」については、第7の21(3)において定 義及び範囲を定めている。

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
手され、現在実施中のヒトゲノム・遺伝子解析研究に対しては、本指針は適用	
<u>しない。</u>	
<旧指針施行前の研究に関する細則>	
旧指針施行前に既に着手され、現在実施中のヒトゲノム・遺伝子解析研究に対して本指針	
は適用しないが、個人情報保護に関する法律の施行日以降は、同法に基づき、当該研究を実	
施することが必要となる。	
<注>	
 旧指針の施行日は平成13年4月1日である。	
3 保護すべき個人情報	(第6の16「保護すべき個人情報」に移動)
(1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる	
氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの	
(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで	
きることとなるものを含む。)をいう。	
(2) 個人情報を連結不可能匿名化した情報は、個人情報に該当しない。個人情報	
を連結可能匿名化した情報は、研究を行う機関において、当該個人情報に係る	
個人と当該情報とを連結し得るよう新たに付された符号又は番号等の対応表を	
保有していない場合は、個人情報に該当しない。	
MALIO CO MO METON IN THE PROPERTY OF THE PROPE	
<連結可能匿名化された情報の取扱いに関する細則>	
連結可能匿名化された情報を同一法人又は行政機関内の研究部門において取り扱う場合に	
は、当該研究部門について、研究部門以外で匿名化が行われ、かつ、その匿名化情報の対応	
表が厳密に管理されていること等の事情を勘案して適切な措置を定めるなど、当該機関全体	
として十分な安全管理が確保されるよう、安全管理措置を定めることができる。	
(3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究において扱う情報が、個人情報に該当しない場	
合であっても、遺伝情報、診療情報等個人の特徴や体質を示す情報は、本指針	
に基づき適切に取り扱われなければならない。	
4 海外との共同研究	
→ /博/『⊆▽ノ六円明元	(初とり)・/時/ドピッ六[刊明元] 「全沙利/

- (1) 我が国の研究を行う機関が海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同 研究を行う相手国においても試料等の提供及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に 際して人間の尊厳及び人権が尊重されていることに十分留意しつつ、共同研究 を行わなければならない。
- (2) 我が国の研究を行う機関が海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同研究を行う相手国で定める法令及び指針等を遵守しつつ、原則として本指針に 従って研究を行うものとする。

ただし、次に掲げる場合には、相手国における試料等の提供及び試料等の取扱いについて、相手国の定める法令、指針等の基準に従って行うことができる。

- <u>ア</u>本指針が相手国における基準より厳格な場合であって、かつ、次に掲げる 要件のすべてを満たす場合
- (ア) 相手国において本指針の適用が困難であること。
- (イ) 細則に定める事項が適切に措置されることについて、我が国の研究を行 う機関の倫理審査委員会の承認を受け、当該機関の長が適当と判断してい ること。
- イ 相手国における基準が本指針よりも厳格な場合

<海外研究機関との共同研究を実施する際の細則>

- 1. 第1の4(2)ア(イ)に規定する事項は次に掲げるものとする。
- (1) インフォームド・コンセントを得られること
- (2) 提供者の個人情報の保護について適切な措置が講じられること
- (3) 研究計画の科学的・倫理的妥当性について、相手国により承認されること、又は相手 国が定める法令、指針等に基づいて相手国の機関内の倫理審査委員会若しくはこれに準 ずる組織により承認され、相手国の研究を行う機関の長により許可されること
- 2. 第1の4の(2) イの場合は、相手国における基準に合わせて研究を実施しなければならない。

第2 研究者等の責務

- 5 すべての研究者等の基本的な責務
- (1) <u>すべて</u>の研究者等は、生命現象の解明、疾病の予防、診断及び治療の方法の 改善、健康の増進等を目的として、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなけ ればならない。

第2 研究者等の責務等

- 3 全ての研究者等の基本的な責務
- (1) 全ての研究者等は、生命現象の解明、疾病の予防、診断及び治療の方法の改善、健康の増進等を目的として、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなければならない。

- (2) すべての研究者等は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の社会的有益性を確認す るとともに、個人の人権の保障を科学的又は社会的な利益に優先して配慮しな ければならない。
- (3) すべての研究者等は、提供者又は代諾者等のインフォームド・コンセントを 受けて、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施することを基本としなければなら ない。
- (4) すべての研究者等は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしては ならない。その職を辞した後も、同様とする。
- (5) すべての研究者等は、個人情報の保護を図るとともに、個人情報の取扱いに 関する苦情等に誠実に対応しなければならない。
- (6) すべての研究者等は、個人情報の予期せぬ漏えい等、提供者等の人権の保障 の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに研究を行う機関の長及び研 究責任者に報告しなければならない。
- (7) すべての研究者等は、倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長に より許可された研究計画書に従って研究を実施する等、本指針を遵守し、人間 の尊厳及び人権を尊重して、適正にヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなけ ればならない。
- (8) すべての研究者等は、研究実施に当たっての適正な手続の確保、外部の有識 者による実地調査、提供者等からの研究の進捗状況の問い合わせへの的確な対 応、研究結果の公表等、研究の透明性の確保を図らなければならない。
- (9) すべての研究者等は、試料等の提供が善意に基づくものであることに留意し、 既に提供されている試料等を適切に保存し、及び活用すること等により、人か らの試料等の提供を必要最低限とするよう努めなければならない。
- (10) すべての研究者等は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たっては、偽 りその他不正の手段により個人情報及び試料等を取得してはならない。

改正指針(平成25年2月改正)

- (2) 全ての研究者等は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の社会的有益性を確認する とともに、個人の人権の保障を科学的又は社会的な利益に優先して配慮しなけ ればならない。
- (3) 全ての研究者等は、提供者又は代諾者等のインフォームド・コンセントを受 けて、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施することを基本としなければならな い。
- (4)全ての研究者等は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはな らない。その職を辞した後も、同様とする。
- (5) 全ての研究者等は、個人情報の保護を図るとともに、個人情 報の取扱いに関する苦情等に誠実に対応しなければならない。
- (6) 全ての研究者等は、個人情報の予期せぬ漏えい等、提供者等の人権の保障の 観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに研究を行う機関の長及び研究 責任者に報告しなければならない。
- (7) 全ての研究者等は、倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長によ り許可された研究計画書に従って研究を実施する等、本指針を遵守し、人間の 尊厳及び人権を尊重して、適正にヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなけれ ばならない。
- (8) 全ての研究者等は、研究実施に当たっての適正な手続の確保、外部の有識者 による実地調査、提供者等からの研究の進捗状況の問合せへの的確な対応、研 究結果の公表等、研究の透明性の確保を図らなければならない。
- (9) 全ての研究者等は、試料・情報の提供が善意に基づくものであることに留意 し、既に提供されている試料・情報を適切に保存し、及び活用すること等によ り、人からの試料・情報の提供を必要最低限とするよう努めなければならない。
- (10) 全ての研究者等は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たっては、偽り その他不正の手段により個人情報及び試料・情報を取得してはならない。
- (11) 全ての研究者等は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に先立ち、ヒトゲノ ム・遺伝子解析研究に関する倫理その他ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に 必要な知識に関する教育及び研修を受けなければならない。

6 研究を行う機関の長の責務

施に関する最終的な責任を有し、研究責任者及び研究担当者が研究計画に従っ

4 研究を行う機関の長の青務

(1)研究を行う機関の長は、その機関におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実|(1)研究を行う機関の長は、その機関におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実 施に関する最終的な責任を有し、研究責任者及び研究担当者が研究計画に従っ

て適正に研究を実施するよう監督しなければならない。その際、研究を行う機 関の長は、提供者等の人権を最大限保障すべきこと及び本指針、研究計画等に 反した場合に懲戒処分等の不利益処分がなされ得ることについて、その機関の 研究者等に対する周知徹底を図らなければならない。

(2) 研究を行う機関の長は、当該機関の定める規程により、本指針に定める権限| 又は事務を当該機関内の適当な者に委任することができる。

<本指針に定める権限又は事務の委任に関する細則>

- 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の円滑かつ機動的な実施のために、
 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の円滑かつ機動的な実施のために、 本指針に定める権限又は事務の全部又は一部を統括的な責任を有する者を定めて委任する ことができる。
- 2.統括的な責任を有する者とは、研究責任者等に対し監督上必要な命令を行い、当該機関 2.統括的な責任を有する者とは、研究責任者等に対し監督上必要な命令を行い、当該機関 の研究全般について統括するものであり、例えば以下のとおりである。
 - 大学等に附属する病院の場合は、病院長
 - ・保健所の場合は、保健所長
- 大学医学部の場合は、医学部長
- ・企業等に附属する研究所の場合は、研究所長
- 務毎に統括的な責任を有する者を定めて委任することができる。
- (3) 研究を行う機関の長は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防| 止その他個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管 理措置を講じなければならない。

また、研究者等に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安 全管理が図られるよう、当該研究者等に対する必要かつ適切な監督を行わなけ ればならない。

<安全管理措置に関する細則>

組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置は、取り扱う情報の性質に応じて、必要か つ適切な措置を求めるものである。

1. 組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、安全管理について研究者等の責任と権限を明確に定め、安全管

改正指針(平成25年2月改正)

て適正に研究を実施するよう監督しなければならない。その際、研究を行う機 関の長は、提供者等の人権を最大限保障すべきこと及び本指針、研究計画等に 反した場合に懲戒処分等の不利益処分がなされ得ることについて、その機関の 研究者等に対する周知徹底を図らなければならない。

(2)研究を行う機関の長は、当該機関の定める規程により、本指針に定める権限 又は事務を当該機関内の適当な者に委任することができる。

<本指針に定める権限又は事務の委任に関する細則>

- 本指針に定める権限又は事務の全部又は一部を統括的な責任を有する者を定めて委任する ことができる。
- の研究全般について統括するものであり、例えば以下のとおりである。
- 大学等に附属する病院の場合は、病院長
- 保健所の場合は、保健所長
- 大学医学部の場合は、医学部長
- ・企業等に附属する研究所の場合は、研究所長
- 3. 同一法人及び行政機関内で、研究及び試料等の提供が行われる場合には、それぞれの業 3. 同一法人及び行政機関内で、研究及び試料・情報の提供が行われる場合には、それぞれ の業務ごとに統括的な責任を有する者を定めて委任することができる。

(第6の17「安全管理措置」に移動)

改正指針(平成25年2月改正)

理に対する規程や手順書(以下「規程等」という)を整備運用し、その実施状況を確認する ことをいう。組織的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

- ①個人情報の安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- ②個人情報の安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- ③個人情報の取扱い状況を一覧できる手段の整備
- ④個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善
- ⑤事故又は違反への対処
- 2. 人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、研究者等に対する、業務上秘密と指定された個人情報の非開示契 約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。人的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

- ①雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結
- ②研究者等に対する教育・訓練の実施
- 3. 物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、入退館(室)の管理、個人情報の盗難の防止等の措置をいう。 物理的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

- ①入退館(室)管理の実施
- ②盗難等の防止
- ③機器・装置等の物理的保護
- 4. 技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人情報及びそれを取り扱う情報システムのアクセス制御、不 正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人情報に対する技術的な安全管理措置をい

- う。技術的安全管理措置には、以下の事項が含まれる。
- ①個人情報のアクセスにおける識別と認証
- ②個人情報のアクセス制御
- ③個人情報へのアクセス権限の管理
- ④個人情報のアクセス記録
- ⑤個人情報を取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人情報の移送・通信時の対策
- ⑦個人情報を取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人情報を取り扱う情報システムの監視
- (4)研究を行う機関の長は、死者に関する個人情報が死者の人としての尊厳や遺」(第6の17「安全管理措置」に移動)

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
族の感情及び遺伝情報が血縁者と共通していることに鑑み、生存する個人に関	
する情報と同様に、死者に関する個人情報についても安全管理のため、組織的、	
人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。	
(5) 研究を行う機関の長は、個人情報に該当しない匿名化された情報を取り扱う	(第50012「匿名化された情報の取扱い」に移動)
場合は、当該情報を適切に管理することの重要性の研究者等への周知徹底、当該情報の管理(事故等の対応を含む。)、責任の明確化、研究者等以外の者によ	
る当該情報の取扱いの防止等、適切な措置を講じなければならない。	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
<匿名化した情報の取扱いに関する細則>	
個人情報に該当しない匿名化された情報を取り扱う場合には、連結可能と連結不可能の区	
別に留意し、適切な措置を講じることとする。	
(6) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務に係る情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安	<u>(第5の12「匿名化された情報の取扱い」及び第6の18「個人情報の取扱い」に移</u> 動)
<u> </u>	241 /_
よう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。	
<委託を受けた者に対する監督に関する細則>	
委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督とは、例えば委託契約書において、委託者が	
定める安全管理措置の内容を明示的に規定するとともに、当該内容が遵守されていることを	
<u>確認することである。</u>	
 (7)研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究において個人情報を取	 (第6の18「個人情報の取扱い」に移動)
り扱う場合、個人情報の保護を図るため、個人情報管理者を置かなければなら	Size on the limit of the lives
ない。	
また、必要に応じ、責任、権限及び指揮命令系統を明確にした上で、個人情	
報管理者の業務を分担して行う者(以下「分担管理者」という。)又は個人情報	
管理者若しくは分担管理者の監督の下に実際の業務を行う補助者を置くことが	
<u>できる。</u>	
<u><個人情報管理者の要件に関する神則></u> 個人情報管理者及び分担管理者は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 134 条、国家公務員	

改正指針(平成25年2月改正)

法(昭和22年法律第120号)第100条その他の法律により業務上知り得た秘密の漏えいを禁 じられている者(医師、薬剤師等)とする。

なお、個人情報管理者及び分担管理者は、その提供する試料等を用いてヒトゲノム・遺伝 子解析研究(試料等の提供を除く。)を実施する研究責任者又は研究担当者を兼ねることはで きない。

(8) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施の可否等を審査す るため、その諮問機関として、倫理審査委員会を設置しなければならない。 ただし、試料等の提供が行われる機関が小規模であること等により、倫理審 査委員会の設置が困難である場合には、共同研究機関、一般社団法人、一般財 団法人又は学会によって設置された倫理審査委員会をもってこれに代えること ができる。

<倫理審査委員会の設置に関する細則>

再編成すれば、名称の如何を問わない。

- (9) 研究を行う機関の長は、すべての研究計画又はその変更について、倫理審査 委員会の意見を尊重し、許可するか否かを決定しなければならない。この場合 において、倫理審査委員会が不承認の意見を提出した研究については、その実 施を許可してはならない。
- (10) 研究を行う機関の長は、国内において共同研究を実施する場合は、それぞれ の研究を行う機関に設置された倫理審査委員会において、他の共同研究機関に おける研究計画の承認の状況、インフォームド・コンセントの状況、匿名化の 状況等を示した上で研究計画の承認を得なければならない。

ただし、複数の機関が参画する共同研究において、主たる研究を行う機関が

(3) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施の可否等を審査 するため、その諮問機関として、倫理審査委員会を設置しなければならない。 ただし、試料・情報の提供が行われる機関が小規模であること等により、倫 理審査委員会の設置が困難である場合その他の必要がある場合には、共同研究 機関、一般社団法人、一般財団法人又は学会によって設置された倫理審査委員 会に審査を依頼することをもってこれに代えることができる。

<倫理審査委員会の設置に関する細則>

- 研究を行う機関に既に設置されている類似の委員会を本指針に適合する倫理審査委員会に 1. 研究を行う機関に既に設置されている類似の委員会を本指針に適合する倫理審査委員会 に再編成すれば、名称のいかんを問わない。
 - 2. 共同研究機関等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができる場合は、次 のとおりとする。
 - ① 研究機関が小規模であること等により当該研究機関内に倫理審査委員会を設置できな い場合
 - ② 共同研究であって、専ら研究に用いられる情報(遺伝情報を除く)の集積に従事する 等の従たる研究機関である場合
 - (4) 研究を行う機関の長は、全ての研究計画又はその変更について、倫理審査委 員会の意見を尊重し、許可するかどうかを決定しなければならない。この場合 において、倫理審査委員会が不承認の意見を提出した研究については、その実 施を許可してはならない。
 - (5)研究を行う機関の長は、国内において共同研究を実施する場合は、それぞれ の研究を行う機関等に設置された倫理審査委員会において、他の共同研究機関 における研究計画の承認の状況、インフォームド・コンセントの状況、匿名化 の状況等を示した上で研究計画の承認を得なければならない。

ただし、複数の機関が参画する共同研究において、主たる研究を行う機関が

研究全体の推進及び管理を担う場合は、当該主たる研究を行う機関においては、 当該機関に設置された倫理審査委員会が研究計画全体について審査を行い、他 の共同研究機関においては、第2の9(5)に従い、研究計画の実施について 迅速審査を行うことができる。

(11) 研究を行う機関の長は、研究責任者から研究の実施状況について1年に1回 以上定期的な報告を受けるほか、外部の有識者による定期的な実地調査を1年 に1回以上実施する等、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況を把握し、必 要に応じ、又は倫理審査委員会が研究の変更若しくは中止の意見を述べた場合 にはその意見を踏まえ、その変更又は中止を命じなければならない。

<外部の有識者による実地調査に関する細則>

- 1. 研究を行う機関の長は、インフォームド・コンセントの手続の実施状況及び個人情報の 1. 研究を行う機関の長は、インフォームド・コンセントの手続の実施状況及び個人情報の 保護の状況等について、研究計画書に従って適正に実施されているか実地調査させるもの とする。
- 2. 研究を行う機関の長は、研究責任者及び研究担当者を、実地調査へ協力させることとす 2. 研究を行う機関の長は、研究責任者及び研究担当者を、実地調査へ協力させることとす る。
- い。その職を辞した後も、同様である。
- (12) 研究を行う機関の長は、許可した研究計画書の写し、研究の実施状況に関す る定期的な報告書の写し及び外部の有識者による実地調査結果の写しを個人情 報管理者に送付しなければならない。
- (13) 研究を行う機関の長は、倫理審査委員会に、研究の実施状況に関する定期的 な報告書の写し及び外部の有識者による実地調査結果の写しを送付しなければ ならない。
- (14)研究を行う機関の長は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的|(第6の18「個人情報の取扱い」に移動)

改正指針(平成25年2月改正)

研究全体の推進及び管理を担う場合は、当該主たる研究を行う機関においては、 当該機関に設置された倫理審査委員会が研究計画全体について審査を行い、他 の共同研究機関においては、第4の10(5)に従い、研究計画の実施について 迅速審査を行うことができる。

<注>

第2の4(5)において、「研究を行う機関等に設置された倫理審査委員会」とは、第2の 4 (3) のただし書に基づき、共同研究機関、一般社団法人、一般財団法人又は学会によっ て設置された倫理審査委員会に審査を依頼する場合には、当該倫理審査委員会をいう。

(6)研究を行う機関の長は、研究責任者から研究の実施状況について1年に1回 以上定期的な報告を受けるほか、外部の有識者による定期的な実地調査を1年 に1回以上実施する等、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況を把握し、必 要に応じ、又は倫理審査委員会が研究の変更若しくは中止の意見を述べた場合 にはその意見を踏まえ、その変更又は中止を命じなければならない。

<外部の有識者による実地調査に関する細則>

- 保護の状況等について、研究計画書に従って適正に実施されているか実地調査させるもの とする。
- 3. 外部の調査担当者は、実地調査の中で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならな 3. 外部の調査担当者は、実地調査の中で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならな い。その職を辞した後も、同様とする。

(第6の18「個人情報の取扱い」に移動)

(7) 研究を行う機関の長は、倫理審査委員会に、研究の実施状況に関する定期的 な報告書の写し及び外部の有識者による実地調査結果の写しを送付しなければ ならない。

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。また、研	
究を行う機関の長は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当	
の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。	
(15) 研究を行う機関の長は、あらかじめ提供者の同意を得ないで、第2の6(14)	(第6の18「個人情報の取扱い」に移動)
により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱っ	
<u>てはならない。</u>	
(16) 研究を行う機関の長は、合併その他の事由により他の研究を行う機関から研	(第6の18「個人情報の取扱い」に移動)
究を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ提供者の同	
<u>意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を</u>	
超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。	
(17) 研究を行う機関の長は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目	(第6の18「個人情報の取扱い」に移動)
的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、提供者に通知し、	
又は公表しなければならない。	
(18) 研究を行う機関の長は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的に	<u>(第6の18「個人情報の取扱い」に移動)</u>
ついて、提供者に通知し、又は公表しなければならない。	/#h 40 F/F
(19) 研究を行う機関の長は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報	(第6の18「個人情報の取扱い」に移動)
を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。	
(20) 研究を行う機関の長は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ提供者の同	(第60/18「個人情報の取扱い」に移動)
<u>意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。</u>	
ア 法令に基づく場合 イ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、提供者の同意を得	
1 公永用土の同土のために付に必要がある場合であって、提供者の同意を持 ることが困難である場合	
ウ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事	
を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合	
また、次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は第三者に	
該当しないものとする。	
ア 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部	
を委託する場合	
イ 合併その他の事由による研究の承継に伴って個人情報が提供される場合	
ウ 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並び	
に共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用す	

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
る者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は	
<u>名称について、あらかじめ、提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る</u>	
<u>状態に置いている場合</u>	
なお、ウに規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責	
任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、	
あらかじめ提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る状態に置かなけれ	
<u>ばならない。</u>	
(21) 研究を行う機関の長は、保有する個人情報に関し、次に掲げる事項について、	(第6の18「個人情報の取扱い」に移動)
提供者の知り得る状態(提供者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)	
<u>に置かなければならない。</u>	
ア 当該研究を行う機関の名称	
<u>イ すべての保有する個人情報の利用目的(第2の6(22)アからウまでに該</u>	
<u>当する場合を除く。)</u>	
<u>ウ 第2の6 (22)、(23)、(24)、(25)又は(26)の求めに応じる手続(手数料の</u>	
額を定めたときは、その手数料の額を含む。)	
工 保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先	
(22)研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される	_(第6の18「個人情報の取扱い」に移動)_
保有する個人情報の利用目的の通知を求められたときは、提供者又は代諾者等	
に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。	
<u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u>	
ア 利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより提	
供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある	
<u>場合</u>	
<u>イ 利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより研</u>	
究を行う機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合	
ウ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協	
力する必要がある場合であって、利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知	
し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると	
<u>き</u>	
なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に	
対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	
(23) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
保有する個人情報の開示(当該提供者が識別される保有する個人情報が存在し	
ないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、提	
供者又は代諾者等に対し、文書により、遅滞なく、当該保有する個人情報を開	
<u>示しなければならない。</u>	
<u>ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は</u>	
<u>一部を開示しないことができる。</u>	
ア 提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれが	
ある場合	
<u>イ 法令に違反することとなる場合</u>	
なお、保有する個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなら	
という。	
<u>-240-5</u>	
<注>	
遺伝情報の開示については、第3の11において研究責任者の責務において行わせることと	
<u>する。</u>	
(24) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有する個人情	
報の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合に	
は、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められて	
いる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調	
査を行い、その結果に基づき、当該保有する個人情報の内容の訂正等を行わな	
ければならない。	
また、保有する個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行った とき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対	
し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しな	
ければならない。	
(25) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される保	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
有する個人情報が第2の6(15)若しくは(16)に違反して取り扱われているとい	AND A SECOND SEC
う理由又は第2の5(10)に違反して取得されたものであるという理由によっ	
て、当該保有する個人情報の利用の停止又は消去(以下この項及び第2の6(27)	

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
<u>において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由</u>	
があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、	
当該保有する個人情報の利用停止等を行わなければならない。	
ただし、当該保有する個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その	
他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、提供者の権利利益を保護す	
るために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。	
<利用停止等に関する細則>	
本指針において、利用停止等とはインフォームド・コンセントの撤回を受けて、廃棄等を	
行うこと等である。	
(26) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される保	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
有する個人情報が第2の6(20)に違反して第三者に提供されているという理由	
によって、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合で	
<u>あって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有す</u>	
<u>る個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。</u>	
ただし、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要す	
<u>る場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、提供者</u>	
<u>の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限</u>	
<u>りでない。</u>	
(27) 研究を行う機関の長は、第2の6(25)に基づき求められた保有する個人情報の	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わ	
ない旨の決定をしたとき、又は第2の6(26)に基づき求められた保有する個人	
情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三	
者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対し、	
<u>遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</u>	
<u>(28)</u> 研究を行う機関の長は、第2の6 (22)、(23)、(24)又は(27)により、提供者	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
又は代諾者等から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらな	
い旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、提	
<u>供者又は代諾者等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。</u>	
(29) 研究を行う機関の長は、第2の6(22)、(23)、(24)、(25) 又は(26)による	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
求め(以下「開示等の求め」という。)を受け付ける方法として、次に掲げる事	

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
項を定めることができる。この場合において、提供者又は代諾者等は、当該方	
法に従って、開示等の求めを行わなければならない。	
ア開示等の求めの申出先	
イ 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他人	
の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様	
式その他の開示等の求めの方式	
ウ 開示等の求めをする者が提供者又は代諾者等であることの確認の方法	
エー手数料の徴収方法	
(30) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等に対し、開示等の求めに関し、	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
<u>その対象となる保有する個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めること</u>	
ができる。この場合において、研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等が	
容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有する個人情報	
の特定に資する情報の提供その他提供者又は代諾者等の利便を考慮した適切な	
措置をとらなければならない。	
(31) 研究を行う機関の長は、第2の6(29)及び(30)に基づき開示等の求めに応じ	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
<u>る手続を定めるに当たっては、提供者又は代諾者等に過重な負担を課するもの</u>	
とならないよう配慮しなければならない。	
(32)研究を行う機関の長は、第2の6(22)による利用目的の通知又は第2の6(23)	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収するこ	
<u>とができる。</u>	
<u>その場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、そ</u>	
<u>の手数料の額を定めなければならない。</u>	
(33) 研究を行う機関の長は、苦情等の窓口を設置する等、提供者等からの苦情や	(第6の19「個人情報の開示等」に移動)
問い合わせ等に適切かつ迅速に対応しなければならない。	
なお、研究を行う機関の長は、苦情等の窓口が、提供者等にとって利用しや	
<u>すいものとなるよう、担当者の配置、利用手続等について配慮しなければなら</u>	
ない。	
(34) 試料等の提供が行われる機関の長は、 <u>試料等</u> を外部の機関に提供する際には、	(第5の11-1他の研究を行っ機関への試料・情報の提供等」に移動)
原則として試料等を匿名化しなければならない。	
また、 <u>試料等</u> の提供が行われる機関内のヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う	
研究部門(以下「 <u>試料等</u> の提供が行われる機関における研究部門」という。)に	
<u>試料等</u> を提供する際にも、原則として匿名化しなければならない。	

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
ただし、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合には匿名化せずに試料	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
等を提供することができる。	
ア 提供者又は代諾者等が、匿名化を行わずに外部の機関又は試料等の提供が	
行われる機関における研究部門に提供することに同意していること。	
イ 倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書	
において、匿名化を行わずに、外部の機関又は試料等の提供が行われる機関	
における研究部門に提供することが認められていること。	
(35) 試料等の提供が行われる機関の長は、必要に応じ、適切な遺伝カウンセリン	(第3の9「遺伝カウンセリング」に移動)
<u> グ体制の整備又は遺伝カウンセリングについての説明及びその適切な施設の紹</u>	
<u>介等により、提供者及びその家族又は血縁者が遺伝カウンセリングを受けられ</u>	
るよう配慮しなければならない。	
<遺伝カウンセリング実施施設の紹介に関する細則>	
試料等の提供が行われる機関において、遺伝カウンセリング体制が整備されていない場合	
に、提供者及びその家族又は血縁者から遺伝カウンセリングの求めがあったときには、その	
ための適切な施設を紹介することとする。	
 (36) 試料等の提供が行われる機関の長は、提供者又は代諾者等から得たインフォ	(笠2の2「インフナー / ビ・コンセント」に移動)
ームド・コンセントの同意書について、試料等の提供が行われる機関の研究責	(第3007 14 フラオームド・コンピンド」に移動/
任者や個人情報管理者等、厳格な管理が可能な者に管理を行わせなければなら	
ない。	
	(8) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に先立ち、研究
	者等がヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理その他ヒトゲノム・遺伝子解析研究
	の実施に必要な知識に関する教育及び研修を受けることを確保するために必要
	な措置を講じなければならない。
7 研究責任者の責務	5 研究責任者の責務
1	(1)研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たって、あらかじめ
研究計画書を作成し、研究を行う機関の長に許可を求めなければならない。研	研究計画書を作成し、研究を行う機関の長に許可を求めなければならない。研
究計画書を変更しようとする場合も同様とする。	究計画書を変更しようとする場合も同様とする。
/ □	<u> </u>
<研究計画書を変更する場合に関する細則>	<研究計画書を変更する場合に関する細則>

更前に当該研究に利用するために提供を受けた試料等については、第4の 13(研究実施前提|更前に当該研究に利用するために提供を受けた試料・情報については、第5の 14 を適用する。 供試料等の利用)を適用する。

(2) 研究責任者は、研究計画書の作成に当たり、実施しようとしているヒトゲノ ム・遺伝子解析研究に伴い提供者等に予想される様々な影響等を踏まえ、研究 の必要性、提供者等の不利益を防止するための研究方法等を十分考慮しなけれ ばならない。

<提供者が精神障害、知的障害等を伴う疾患等を有する場合に関する細則>

提供者が、治療又は予防方法が確立していない単一遺伝子疾患等であって、精神障害、知 的障害又は重篤な身体障害を伴うものを有する場合には、研究の必要性、当該提供者に対す」的障害又は重篤な身体障害を伴うものを有する場合には、研究の必要性、当該提供者に対す る医学的・精神的影響及びそれらに配慮した研究方法の是非等について、研究責任者は特に「る医学的・精神的影響及びそれらに配慮した研究方法の是非等について、研究責任者は特に 慎重に検討し、また、倫理審査委員会は、特に慎重に審査することとする。

(3)研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の特色に十分配慮して研究計画| 書を作成しなければならない。特に、インフォームド・コンセントの手続及び 方法、個人情報の保護の方法、研究により予測される結果及びその開示の考え 方、試料等の保存及び使用の方法並びに遺伝カウンセリングの考え方について は、明確に記載しなければならない。

<研究計画書に記載すべき事項に関する細則>

研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更 できる。

- ・提供者を選ぶ方針(合理的に選択していることがわかる具体的な方法、提供者が疾病や 薬剤反応性異常を有する場合等にあっては、病名又はそれに相当する状態像の告知方法 等。)
- ・研究の意義、目的、方法(対象とする疾患、分析方法等。将来の追加、変更が予想され る場合はその旨。単一遺伝子疾患等の場合には研究の必要性、不利益を防止するための 措置等の特記事項等。)、期間、予測される結果及び危険、個人情報の保護の方法(匿名 化しない場合の取扱いを含む。)

改正指針(平成25年2月改正)

インフォームド・コンセント取得後に、研究目的を含めて研究計画書を変更した場合、変 インフォームド・コンセント取得後に、研究目的を含めて研究計画書を変更した場合、変

(2) 研究責任者は、研究計画書の作成に当たり、実施しようとしているヒトゲノ ム・遺伝子解析研究に伴い提供者等に予想される様々な影響等を踏まえ、研究 の必要性、提供者等の不利益を防止するための研究方法等を十分考慮しなけれ ばならない。

<提供者が精神障害、知的障害等を伴う疾患等を有する場合に関する細則>

提供者が、治療又は予防方法が確立していない単一遺伝子疾患等であって、精神障害、知 慎重に検討し、また、倫理審査委員会は、特に慎重に審査することとする。

(3) 研究責任者(試料・情報の収集・分譲を行う機関の研究責任者を除く。) は、 ヒトゲノム・遺伝子解析研究の特色に十分配慮して研究計画書を作成しなけれ ばならない。特に、インフォームド・コンセントの手続及び方法、個人情報の 保護の方法、遺伝情報の開示に関する考え方、試料・情報の保存及び使用の方 法、将来的に他のヒトゲノム・遺伝子解析研究に利用される可能性、他の研究 を行う機関への試料・情報の提供並びに遺伝カウンセリングの考え方について は、明確に記載しなければならない。

<研究計画書に記載すべき事項に関する細則>

研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更 できる。

- ・提供者を選ぶ方針(合理的に選択していることが分かる具体的な方法、提供者が疾病や 薬剤反応性異常を有する場合等にあっては、病名又はそれに相当する状態像の告知方法 等。)
- ・研究の意義、目的、方法、期間、予測される結果及び危険、個人情報の保護の方法(匿 名化しない場合の取扱いを含む。)

- ・試料等の種類、量
- ・共同研究機関の名称
- ・研究責任者等の氏名
- ・インフォームド・コンセントのための手続及び方法
- ・インフォームド・コンセントを受けるための説明文書及び同意文書
- ・提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合、その研究の重要性 及び提供者から<u>試料等</u>の提供を受けなければ研究が成り立たない理由並びに代諾者等を 選定する考え方
- ・遺伝情報の開示に関する考え方(必要に応じ開示の求めを受け付ける方法を含む)
- ・研究実施前提供<u>試料等</u>を使用する場合の同意の有無、内容、提供時期、本指針への適合性
- ・<u>他の研究機関から試料等又は遺伝情報</u>の提供を受ける場合のインフォームド・コンセントの内容
- ・ <u>試料等又は遺伝情報</u>を外部の機関に提供する場合や研究の一部を委託する場合の匿名化の方法等の事項(契約の内容を含む。)
- ・ 試料等の保存方法及びその必要性 (他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。)
- ・ヒト細胞・遺伝子・組織バンクに試料等を提供する場合には、バンク名、匿名化の方法 等
- ・試料等の廃棄方法及びその際の匿名化の方法
- ・遺伝カウンセリングの必要性及びその体制
- ・研究資金の調達方法

改正指針(平成25年2月改正)

- ・試料・情報の種類、量
- ・共同研究機関の名称
- ・研究責任者等の氏名
- ・インフォームド・コンセントのための手続及び方法
- ・インフォームド・コンセントを受けるための説明文書及び同意文書
- ・提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合、その研究の重要性 及び提供者から<u>試料・情報</u>の提供を受けなければ研究が成り立たない理由並びに代諾者 等を選定する考え方
- ・遺伝情報の開示に関する考え方(必要に応じ開示の求めを受け付ける方法を含む)
- ・既存試料・情報を使用する場合の同意の有無、内容、提供時期、本指針への適合性
- ・<u>外部の機関から試料・情報</u>の提供を受ける場合の<u>当該試料・情報に係る</u>インフォームド・コンセントの内容
- ・ <u>試料・情報</u>を外部の機関に提供する場合や研究の一部を委託する場合の匿名化の方法等の事項(契約の内容を含む。)
- ・試料・情報の保存方法及びその必要性(他の研究に利用する場合はその旨。)
- ・遺伝情報の安全管理の方法
- ・研究終了後に他の研究を行う機関に試料・情報を提供し、他の研究へ利用される場合は その旨
- ・試料・情報の廃棄方法及びその際の匿名化の方法
- ・遺伝カウンセリングの必要性及びその体制
- ・研究資金の調達方法、起こり得る利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
- (4) 試料・情報の収集・分譲を行う機関の研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の特色に十分配慮して試料・情報の収集・分譲に係る研究計画書を作成しなければならない。特に、インフォームド・コンセントの内容の確認の方法、個人情報の保護の内容並びに試料・情報の保存及び品質管理の方法については、明確に記載しなければならない。

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
	<試料・情報の収集・分譲に係る研究計画書に記載すべき事項に関する細則>
	試料・情報の収集・分譲に係る研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりと
	するが、試料・情報の収集・分譲の内容に応じて変更できる。
	・試料・情報の収集・分譲を行う意義、目的、方法、期間、個人情報の保護の方法(匿名
	化しない場合の取扱いを含む。)
	・収集・分譲を行う試料・情報の種類
	・試料・情報の提供を受ける機関の名称
	・研究責任者(試料・情報の収集・分譲の責任者)等の氏名
	・試料・情報のインフォームド・コンセントの内容を確認するための方法
	・試料・情報の提供を受ける機関及び分譲先の機関における本指針への適合性を確認する
	<u>ための方法</u>
	・試料・情報を他の研究を行う機関に分譲する場合の匿名化の方法
	・試料・情報の保存及び品質管理の方法
	・遺伝情報の安全管理の方法
	・計画終了後の試料・情報の取扱い
	・研究資金の調達方法、起こり得る利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
担当者に遵守させる等、研究担当者が適正にヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施するよう監督しなければならない。	(5) 研究責任者は、許可された研究計画書に盛り込まれた事項を、全ての研究担当者に遵守させる等、研究担当者が適正にヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施するよう監督しなければならない。 (6) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況について、研究を行う機関の長に1年に1回以上、定期的に文書で報告しなければならない。
<報告事項に関する細則>	<報告事項に関する細則>
研究責任者が研究を行う機関の長に対して行う研究の実施状況の定期報告事項は、一般的	研究責任者が研究を行う機関の長に対して行う研究の実施状況の定期報告事項は、一般的
に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。	に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。
・提供された試料等の数、試料等の保管の方法	・試料・情報の保管の方法
・外部の機関への試料等又は遺伝情報の提供数、提供理由	・外部の機関への試料・情報の提供状況
・ヒトゲノム・遺伝子解析研究が実施された <u>試料等</u> の数	・ヒトゲノム・遺伝子解析研究が実施された <u>試料・情報</u> の数
・研究結果、研究の進捗状況	・研究結果、研究の進捗状況
・問題の発生の有無	・問題の発生の有無
・試料等の提供が行われる機関にあっては、上記のほか、匿名化を行った試料等の数	

- (6) 研究責任者は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、地域住民等の 遺伝的特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究実施前 に地域住民等を対象とする説明会を行うこと等により、研究の内容及び意義に ついて説明し、研究に対する理解を得るよう努めるとともに、研究実施中にお いても、研究に関する情報提供を行うこと等により地域住民等との継続的な対 話に努めなければならない。
- <u>(7)</u>研究責任者は、原則として、匿名化された<u>試料等又は遺伝情報</u>を用いて、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなければならない。

ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、試料等又は遺伝情報の匿名化を行わないことができる。

(8) 研究責任者は、匿名化されていない<u>試料等又は遺伝情報</u>を原則として外部の機関に提供してはならない。

ただし、提供者又は代諾者等が匿名化を行わずに外部の機関へ提供することに同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、匿名化されていない<u>試料等又</u>は遺伝情報を外部の機関へ提供することができる。

- (9) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務の一部を委託する場合は、 倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長の許可を受けた上で行うも のとし、その旨を文書により、受託者に示すものとする。
- (10) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務の一部を委託する場合に おいて、<u>試料等又は遺伝情報</u>を受託者に提供する際は、原則として<u>試料等又は</u> 遺伝情報を匿名化しなければならない。

ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、 研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、 匿名化せずに試料等又は遺伝情報を提供することができる。

(11) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進捗状況及びその結果を、定期的に及び提供者等の求めに応じて説明し、又は公表しなければならない。 ただし、提供者等の人権の保障や知的財産権の保護に必要な部分については、この限りでない。

改正指針(平成25年2月改正)

- (7) 研究責任者は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、地域住民等の 遺伝的特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究実施前 に地域住民等を対象とする説明会を行うこと等により、研究の内容及び意義に ついて説明し、研究に対する理解を得るよう努めるとともに、研究実施中にお いても、研究に関する情報提供を行うこと等により地域住民等との継続的な対 話に努めなければならない。
- <u>(8)</u>研究責任者は、原則として、匿名化された<u>試料・情報</u>を用いて、ヒトゲノム・ 遺伝子解析研究を実施しなければならない。

ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、 研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、 試料・情報の匿名化を行わないことができる。

(9) 研究責任者は、匿名化されていない<u>試料・情報</u>を原則として外部の機関に提供してはならない。

ただし、提供者又は代諾者等が匿名化を行わずに外部の機関へ提供することに同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、匿名化されていない<u>試料・情</u>報を外部の機関へ提供することができる。

- (10) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務の一部を委託する場合は、 倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長の許可を受けた上で行うも のとし、その旨を文書により、受託者に示すものとする。
- (11) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務の一部を委託する場合において、<u>試料・情報</u>を受託者に提供する際は、原則として<u>試料・情報</u>を匿名化しなければならない。

ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、 研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、 匿名化せずに試料・情報を提供することができる。

(12) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進捗状況及びその結果を、定期的に、及び提供者等の求めに応じて説明し、又は公表しなければならない。 ただし、提供者等の人権の保障や知的財産権の保護に必要な部分については、この限りでない。

4 海外との共同研究

- (1) 我が国の研究を行う機関が海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同 研究を行う相手国においても試料等の提供及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に 際して人間の尊厳及び人権が尊重されていることに十分留意しつつ、共同研究 を行わなければならない。
- (2) 我が国の研究を行う機関が海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同 研究を行う相手国で定める法令及び指針等を遵守しつつ、原則として本指針に 従って研究を行うものとする。

ただし、次に掲げる場合には、相手国における試料等の提供及び試料等の取 扱いについて、相手国の定める法令、指針等の基準に従って行うことができる。

- ア 本指針が相手国における基準より厳格な場合であって、かつ、次に掲げる 要件のすべてを満たす場合
- (ア) 相手国において本指針の適用が困難であること。
- (イ) 細則に定める事項が適切に措置されることについて、我が国の研究を行 う機関の倫理審査委員会の承認を受け、当該機関の長が適当と判断してい ること。
- イ 相手国における基準が本指針よりも厳格な場合

<海外研究機関との共同研究を実施する際の細則>

- 1. 第1の4(2)ア(イ)に規定する事項は次に掲げるものとする。
- (1) インフォームド・コンセントを得られること
- (2) 提供者の個人情報の保護について適切な措置が講じられること
- (3) 研究計画の科学的・倫理的妥当性について、相手国により承認されること、又は相手 国が定める法令、指針等に基づいて相手国の機関内の倫理審査委員会若しくはこれに準 ずる組織により承認され、相手国の研究を行う機関の長により許可されること
- 2. 第1の4の(2) イの場合は、相手国における基準に合わせて研究を実施しなければな 2. 第2の6(2) イの場合は、相手国における基準に合わせて研究を実施しなければなら らない。

8 個人情報管理者の責務

(1) 個人情報管理者(分担管理者を含む。以下第2の8において同じ。) は、原則 として、研究計画書に基づき、研究責任者からの依頼により、ヒトゲノム・遺

改正指針(平成25年2月改正)

6 海外との共同研究

- (1) 我が国の研究を行う機関が海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同 研究を行う相手国においても試料・情報の提供及びヒトゲノム・遺伝子解析研 究に際して人間の尊厳及び人権が尊重されていることに十分留意して行わなけ ればならない。
- (2) 我が国の研究を行う機関が海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同 研究を行う相手国で定める法令及び指針等を遵守しつつ、原則として本指針に 従って研究を行うものとする。

ただし、次に掲げる場合には、相手国における試料・情報の提供及び試料・ 情報の取扱いについて、相手国の定める法令、指針等の基準に従って行うこと ができる。

- ア 本指針が相手国における基準より厳格な場合であって、かつ、次に掲げる 要件の全てを満たすとき
- (ア) 相手国において本指針の適用が困難であること。
- (イ) 細則に定める事項が適切に措置されることについて、我が国の研究を行 う機関の倫理審査委員会の承認を受け、当該機関の長が適当と判断してい ること。
- イ 相手国における基準が本指針よりも厳格な場合

<海外の研究機関との共同研究を実施する際の細則>

- 1. 第2の6(2)ア(イ)に規定する事項は次に掲げるものとする。
- (1) インフォームド・コンセントを得られること
- (2) 提供者の個人情報の保護について適切な措置が講じられること
- (3) 研究計画の科学的・倫理的妥当性について、相手国により承認されること、又は相手 国が定める法令、指針等に基づいて相手国の機関内の倫理審査委員会若しくはこれに準 ずる組織により承認され、相手国の研究を行う機関の長により許可されること
- ない。

(第6の20「個人情報管理者の責務」に移動)

23

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
伝子解析研究の実施前に試料等又は遺伝情報を匿名化しなければならない。	XIIII (1/X2 0 1 2/1XII)
ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、	
<u>たたし、佐供有又は1、話有寺が同息し、かり、冊理番重安員会の承認を受け、</u> 研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、	
<u> </u>	
(2) 個人情報管理者は、匿名化の際に取り除かれた個人情報を、原則として外部 の機関及び試料等の提供が行われる機関における研究部門に提供してはならな	
い。 	
ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、	
研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、 個人情報を外部の機関及び試料等の提供が行われる機関における研究部門に提	
<u>個人情報を外部の機関及び試料等の提供が行われる機関における研究部門に提</u> 供することができる。	
<u></u>	
(3) 個人情報管理者は、匿名化作業の実施のほか、匿名化作業に当たって作成した対応表等の管理、廃棄を適切に行い、個人情報が含まれている情報が漏えい	
しないよう厳重に管理しなければならない。	
9 倫理審査委員会の責務及び構成	
(1)倫理審査委員会は、本指針に基づき、研究計画の実施の適否等について、倫	(第4の10 倫理審査委員会の責務及び構成」に移動)
理的観点とともに科学的観点も含めて審査し、研究を行う機関の長に対して文	
書により意見を述べなければならない。	
(2)倫理審査委員会は、研究を行う機関の長に対して、実施中の研究に関して、	(第4の10「倫理審査委員会の責務及び構成」に移動)
その研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。	
(3)倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしては	(第4の10「倫理審査委員会の責務及び構成」に移動)
ならない。その職を辞した後も、同様とする。	
(4)倫理審査委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多元的な視点から、様々	(第4の10「倫理審査委員会の責務及び構成」に移動)
な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成	
<u>し運営されなければならない。</u>	
<細則1(倫理審査委員会の構成に関する細則)>	
・倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、一般の立場の者か	
ら構成される必要がある。	
・外部委員を半数以上置くことが望ましいが、その確保が困難な場合には、少なくとも複	
数名置かれる必要がある。	
・外部委員の半数以上は、人文・社会科学面の有識者又は一般の立場の者である必要があ	

四轮(7亚代16年0日377)	カエ た 科 (亚代 0.5 年 0.8 カエ)
旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
<u>3.</u>	
・男女両性で構成される必要がある。	
Computer (10 annihilat II A - New YV) III I as Computer	
<細則2(倫理審査委員会の運営に関する細則)>	
・審議又は採決の際には、人文・社会科学面又は一般の立場の委員が1名以上出席する必要がよる。	
要がある。	
・研究を行う機関の長、審査対象となる研究の研究責任者及び研究担当者は、その審議又は投資におかり、おおり、合理学生を持つのよりに対して、会議と出席し	
は採決に参加してはならない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に出席し、	
<u>説明することができる。</u>	
✓ 幼田川9 (「雷冷・扫目川~月月→ナス 幼田川) \	
<細則3 (運営規則に関する細則) > 以下の事項に関する運営規則が定められなければならない。	
・委員長の選任方法	
・会議の成立要件	
・議決方法	
・審査記録の保存期間	
・公開に関する事項	
(5) 倫理審査委員会は、その決定により、委員長があらかじめ指名した委員又は	(第4の10「倫理審査委員会の責務及び構成」に移動)
その下部組織による迅速審査手続を設けることができる。迅速審査の結果につ	
いては、その審査を行った委員以外のすべての委員又は上部組織である倫理審	
<u> </u>	
<迅速審査手続に関する細則>	
1. 迅速審査手続による審査に委ねることができる事項は、一般的に以下のとおりとする。	
・研究計画の軽微な変更の審査	
既に倫理審査委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計	
画の審査	
・共同研究であって、既に主たる研究を行う機関において倫理審査委員会の承認を受けた	
研究計画を、機関特有の問題がなく、他の共同研究機関が実施しようとする場合の研究	
計画の審査	
2. 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項に	

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
ついて、改めて倫理審査委員会における審査を求めることができる。この場合において、	
委員長は、相当の理由があると認めるときは、倫理審査委員会を速やかに開催し、当該事	
項について審査することとしなければならない。	
(6) 倫理審査委員会は、その組織に関する事項や運営に関する規則を公開すると	(第4の10「倫理審査委員会の責務及び構成」に移動)
ともに、議事の内容についても原則として公開しなければならない。	
computer (Anthornal Largert on Albanda Largert on	
<細則1 (組織に関する事項の公開に関する細則) >	
組織に関する公開すべき事項は、以下のとおりとする。 ・倫理審査委員会(下部組織を含む。)の構成	
・委員の氏名、所属及びその立場	
<u> </u>	
<細則2 (議事内容の公開に関する細則) >	
1. 議事の内容は、それが具体的に明らかとなるよう公開する必要がある。	
2. 提供者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護、競争上の地位の保全に支障が生じ	
<u>るおそれのある部分は、倫理審査委員会の決定により非公開とすることができる。この場</u>	
合、倫理審査委員会は、非公開とする理由を公開する必要がある。	
第3 提供者に対する基本姿勢	第3 提供者に対する基本姿勢
<u>10</u> インフォームド・コンセント	<u>7</u> インフォームド・コンセント
(1)研究責任者(外部の機関又は研究を行う機関内の他部門から <u>試料等</u> の提供を	
受けて研究を実施する者を除く。以下 <u></u> 第3の <u>10((9)及び(12)を除く。)</u>	供を受けて研究を実施する者及び試料・情報の収集・分譲を実施する者を除く。
において同じ。)は、 <u>試料等</u> の提供の依頼を受ける人を、不合理、不当又は不公	<u>——</u>
平な方法で選んではならない。 (2)試料等の提供の依頼を受ける人が、疾病や薬剤反応性異常を有する場合及び	理、不当又は不公平な方法で選んではならない。
(2) <u>試料等</u> の提供の依頼を受ける人が、疾病や柴剤及心性異常を有する場合及び それらの可能性のある場合には、その者が病名又はそれに相当する状態像等の	
告知を受けていなければならない。	等の告知を受けていなければならない。
(3)研究責任者は、提供者に対して、事前に、その研究の意義、目的、方法、予	
測される結果、提供者が被るおそれのある不利益、試料等の保存及び使用方法	
等について十分な説明を行った上で、自由意思に基づく文書による同意(イン	

用される可能性及びその場合の手続等について十分な説明を行った上で、自由

意思に基づく文書による同意(インフォームド・コンセント)を受けて、試料・

フォームド・コンセント)を受けて、<u>試料等</u>の提供を受けなければならない。

ただし、人の生命又は身体の保護のために、緊急に個人情報又は試料等の提

供を受ける必要がある場合は、インフォームド・コンセントを受けることを要 しない。

(4) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受ける際には、偽りその他不 正な手段を用いてはならない。

また、試料等の提供を受ける際には、提供者に不安を覚えさせることがない よう配慮しなければならない。

<インフォームド・コンセントを受ける際の配慮事項に関する細則>

インフォームド・コンセントを受ける際に配慮すべき事項は、提供者の情報に必要以上に 接することの防止等である。

- (5) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受けるに当たっては、試料等 の利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより提供 者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害してはならない。
- (6) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受けるのに必要な業務を自ら 実施することができない場合、試料等の提供が行われる機関の研究者等のうち、 研究の内容及び意義等について十分に理解している者に、研究責任者の指導・ 監督の下、当該業務の全部又は一部を行わせることができる。
- (7) 研究責任者は、当該機関に属する研究者等以外の者(以下「履行補助者」と いう。)との間で、業務の範囲と責任を明らかにする契約を締結することにより、 当該履行補助者にインフォームド・コンセントを受けるのに必要な説明を行わ せ、その他インフォームド・コンセントを受けるのに必要な業務の一部を行わ せることができる。

この場合、研究責任者は、研究計画書にその旨を記載するとともに、必要に 応じ当該履行補助者の研修の機会を確保しなければならない。

<インフォームド・コンセントの履行補助者に関する細則>

1. 試料等の提供が行われる機関の研究責任者は、試料等の提供が行われる機関に属する者 1. 試料・情報の提供が行われる機関の研究責任者は、試料・情報の提供が行われる機関に 以外の者にインフォームド・コンセントを受けることを行わせる際には、履行補助者を置 くこと及び必要に応じて研修方法等について研究計画書に記載し、当該研究計画書は試料

改正指針(平成25年2月改正)

情報の提供を受けなければならない。

ただし、人の生命又は身体の保護のために、緊急に個人情報又は試料・情報 の提供を受ける必要がある場合は、インフォームド・コンセントを受けること を要しない。

(4) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受ける際には、偽りその他不 正な手段を用いてはならない。

また、試料・情報の提供を受ける際には、提供者に不安を覚えさせることが ないよう配慮しなければならない。

<インフォームド・コンセントを受ける際の配慮事項に関する細則>

インフォームド・コンセントを受ける際に配慮すべき事項は、提供者の情報に必要以上に 接することの防止等である。

- (5) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受けるに当たっては、試料・ 情報の利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより 提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害してはならない。
- (6) 研究責任者は、インフォームド・コンセントを受けるのに必要な業務を自ら 実施することができない場合、試料・情報の提供が行われる機関の研究者等の うち、研究の内容及び意義等について十分に理解している者に、研究責任者の 指導・監督の下、当該業務の全部又は一部を行わせることができる。
- (7) 研究責任者は、当該機関に属する研究者等以外の者(以下「履行補助者」と いう。)との間で、業務の範囲と責任を明らかにする契約を締結することにより、 当該履行補助者にインフォームド・コンセントを受けるのに必要な説明を行わ せ、その他インフォームド・コンセントを受けるのに必要な業務の一部を行わ せることができる。

この場合、研究責任者は、研究計画書にその旨を記載するとともに、必要に 応じ当該履行補助者の研修の機会を確保しなければならない。

<インフォームド・コンセントの履行補助者に関する細則>

属する者以外の者にインフォームド・コンセントを受けることを行わせる際には、履行補 助者を置くこと及び必要に応じて研修方法等について研究計画書に記載し、当該研究計画

等の提供が行われる機関の倫理審査委員会により承認され、試料等の提供が行われる機関 の長の許可を受けるものとする。

- 者は、原則として、医師、薬剤師等、刑法第134条、国家公務員法第100条及びその他の 法律により業務上知り得た秘密の漏えいを禁じられている者が行う場合に限る。
- (8) 研究責任者は、提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難 な場合には、その実施しようとしている研究の重要性が高く、かつ、その人か らの試料等の提供を受けなければ研究が成り立たないと倫理審査委員会が承認 し、研究を行う機関の長が許可した場合に限り、提供者の代諾者等からインフ ォームド・コンセントを受けることができる。

<細則1(代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の取扱いに関する細則)

提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難であり、代諾者等からのイン フォームド・コンセントによることができる場合及びその取扱いは、以下のとおりとし、い|フォームド・コンセントによることができる場合及びその取扱いは、以下のとおりとし、い ずれの場合も、研究責任者は、研究の重要性、提供者から試料等の提供を受けなければ研究「ずれの場合も、研究責任者は、研究の重要性、提供者から試料・情報の提供を受けなければ が成り立たない理由及び代諾者等を選定する考え方を研究計画書に記載し、当該研究計画書 研究が成り立たない理由及び代諾者等を選定する考え方を研究計画書に記載し、当該研究計 は倫理審査委員会により承認され、研究を行う機関の長の許可を受けるものとする。

- ・提供者が認知症等により有効なインフォームド・コンセントを与えることができないと 客観的に判断される場合
- ・未成年者の場合。ただし、この場合においても、研究責任者は、提供者にわかりやすい 言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めることとする。また、提供者が 16 歳 以上の場合には、代諾者とともに、提供者からのインフォームド・コンセントも受ける こととする。
- ・提供者が死者であって、その生前における明示的な意思に反していない場合

<細則2 (代諾者の選定の基本的考え方に関する細則) >

研究責任者は、代諾者について、一般的には、以下に定める人の中から、提供者の家族構 成や置かれている状況等を勘案し、提供者の推測される意思や利益を代弁できると考えられ成や置かれている状況等を勘案し、提供者の推測される意思や利益を代弁できると考えられ がある。

改正指針(平成25年2月改正)

書は試料・情報の提供が行われる機関の倫理審査委員会により承認され、試料・情報の提 供が行われる機関の長の許可を受けるものとする。

- 2. 試料等の提供者又は代諾者等から同意を受けることを含めて行わせる場合は、履行補助 2. 試料・情報の提供者又は代諾者等から同意を受けることを含めて行わせる場合は、履行 補助者は、法令又は契約において業務上知り得た秘密の漏えいを禁じられている者でなけ ればならない。
 - (8) 研究責任者は、提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難 な場合には、その実施しようとしている研究の重要性が高く、かつ、その人か らの試料・情報の提供を受けなければ研究が成り立たないと倫理審査委員会が 承認し、研究を行う機関の長が許可したときに限り、提供者の代諾者等からイ ンフォームド・コンセントを受けることができる。

<細則1 (代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の取扱いに関する細則)

提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難であり、代諾者等からのイン 画書は倫理審査委員会により承認され、研究を行う機関の長の許可を受けるものとする。

- ・提供者が認知症等により有効なインフォームド・コンセントを与えることができないと 客観的に判断される場合
- ・未成年者の場合。ただし、この場合においても、研究責任者は、提供者に分かりやすい 言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること(いわゆるインフォームド・ アセント)とする。また、提供者が16歳以上の場合には、代諾者とともに、提供者から のインフォームド・コンセントも受けることとする。
- ・提供者が死者であって、その生前における明示的な意思に反していない場合

<細則2 (代諾者の選定の基本的考え方に関する細則) >

研究責任者は、代諾者について、一般的には、以下に定める人の中から、提供者の家族構 る人が選定されることを基本として、研究計画書に代諾者を選定する考え方を記載する必要|る人が選定されることを基本として、研究計画書に代諾者を選定する考え方を記載する必要 がある。

- 1. 任意後見人、親権者、後見人や保佐人が定まっているときはその人
- はそれらの近親者に準ずると考えられる人

<細則3(遺族の選定の基本的な考え方に関する細則)>

研究責任者は、遺族について、一般的には、以下に定める人の中から、死亡した提供者の 家族構成や置かれていた状況、慣習等を勘案し、提供者の生前の推測される意思を代弁でき|家族構成や置かれていた状況、慣習等を勘案し、提供者の生前の推測される意思を代弁でき ると考えられる人が選定されることを基本として、研究計画書に遺族を選定する考え方を記しると考えられる人が選定されることを基本として、研究計画書に遺族を選定する考え方を記し 載する必要がある。

- ・死亡した提供者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居 の親族又はそれらの近親者に準ずると考えられる人
- (9)提供者又は代諾者等は、インフォームド・コンセントを、いつでも不利益を 受けることなく文書により撤回することができる。
- (10) 研究責任者は、提供者又は代諾者等からインフォームド・コンセントの撤回 があった場合には、原則として、当該提供者に係る試料等及び研究結果を匿名 化して廃棄し、その旨を提供者又は代諾者等に文書により通知しなければなら ない。また、提供者又は代諾者等が廃棄以外の処置を希望する場合には、特段 の理由がない限り、これに応じなければならない。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、試料等及び研究結果を 廃棄しないことができる。

- ア 当該試料等が連結不可能匿名化されている場合
- イ 廃棄しないことにより個人情報が明らかになるおそれが極めて小さく、か つ廃棄作業が極めて過大である等の事情により廃棄しないことが倫理審査委 員会において承認され、研究を行う機関の長に許可された場合
- ウ 研究結果が既に公表されている場合

<研究結果が公表されている場合に関する細則>

第3の10(10)のウに関しては、試料等の廃棄を前提とする場合に限る。

改正指針(平成25年2月改正)

- 1. 任意後見人、親権者、後見人や保佐人が定まっているときはその人
- 2. 提供者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又 2. 提供者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又 はそれらの近親者に準ずると考えられる人

<細則3 (遺族の選定の基本的な考え方に関する細則) >

研究責任者は、遺族について、一般的には、以下に定める人の中から、死亡した提供者の 載する必要がある。

- ・死亡した提供者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居 の親族又はそれらの近親者に準ずると考えられる人
- (9) 提供者又は代諾者等は、インフォームド・コンセントを、いつでも不利益を 受けることなく文書により撤回することができる。
- (10) 研究責任者は、提供者又は代諾者等からインフォームド・コンセントの撤回 があった場合には、原則として、当該提供者に係る試料・情報を匿名化して廃 棄し、その旨を提供者又は代諾者等に文書により通知しなければならない。ま た、提供者又は代諾者等が廃棄以外の処置を希望する場合には、特段の理由が ない限り、これに応じなければならない。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、試料・情報を廃棄しな いことができる。

- ア 当該試料・情報が連結不可能匿名化されている場合
- イ 廃棄しないことにより個人情報が明らかになるおそれが極めて小さく、か つ廃棄作業が極めて過大である等の事情により廃棄しないことが倫理審査委 員会において承認され、研究を行う機関の長に許可された場合

<インフォームド・コンセントを撤回した提供者に係る試料・情報の取扱いに関する細則> 研究責任者は、廃棄すべき試料・情報の範囲等について判断することが困難な場合には、

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
(11) <u>試料等</u> の提供が行われる機関の研究責任者は、提供者又は代諾者等からのインフォームド・コンセントを受ける <u>手続においては</u> 、提供者又は代諾者等に対し、十分な理解が得られるよう、必要な事項を記載した文書を交付して説明を行わなければならない。 <u>提供者が単一遺伝子疾患等(関連遺伝子が明確な多医子疾患を含む。)である場合には、遺伝カウンセリングの利用に関する情報を含めて説明を行うとともに、必要に応じて遺伝カウンセリングの機会を提供しなければならない。</u>	のインフォームド・コンセントを受ける場合は、提供者又は代諾者等に対し、 十分な理解が得られるよう、必要な事項を記載した文書を交付して説明を行わ なければならない。
<説明文書の記載に関する細則> 提供者又は代諾者等に対する説明文書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。 ・試料等の提供は任意であること ・試料等の提供の依頼を受けた人は、提供に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと ・提供者又は代諾者等は、自らが与えたインフォームド・コンセントについて、いつでも不利益を受けることなく文書により撤回することができること(必要に応じて撤回の求めを受け付ける方法を含む。) ・提供者又は代諾者等により同意が撤回された場合には、当該撤回に係る試料等及び研究結果が連結不可能匿名化されている場合等を除き、廃棄されること	が、研究内容に応じて変更できる。 ・ <u>試料・情報</u> の提供は任意で <u>あり、</u> 提供の依頼を受けた人は、提供に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと ・提供者又は代諾者等は、自らが与えたインフォームド・コンセントについて、いつでも不利益を受けることなく文書により撤回することができること(必要に応じて撤回の求めを受け付ける方法を含む。)
・提供者として選ばれた理由	・提供者として選ばれた理由 ・研究責任者の氏名及び職名

・研究の意義、目的及び方法、期間

・研究の意義、目的及び方法(対象とする疾患、分析方法等。将来の追加、変更が予想さ

れる場合はその旨。単一遺伝子疾患等の場合には研究の必要性、不利益を防止するため

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
の措置等の特記事項等。)、期間	
	・試料・情報の提供を受ける時点では特定されない将来のヒトゲノム・遺伝子解析研究に
	武料・情報が利用される可能性がある場合にはその旨(当該試料・情報を他のヒトゲノ
	ム・遺伝子解析研究に利用する際は、第5の14研究を行う機関の既存試料・情報の利用
	の規定の手続に従うこと)
	・試料・情報を他の研究を行う機関に提供し、提供者から試料・情報の提供を受ける時点
	では特定されない将来のヒトゲノム・遺伝子解析研究に試料・情報が利用される可能性
	がある場合にはその旨(当該試料・情報の提供を受けて他のヒトゲノム・遺伝子解析研
	究に利用する際は、第5の15外部の機関の既存試料・情報の利用の規定の手続に従うこ
	<u>と)</u>
・共同研究において個人情報を他機関と共同して用いる場合は、①共同であること、②共	・共同研究において個人情報を他機関と共同して用いる場合は、その旨並びに共同して利
同して利用される個人情報の項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用	用される個人情報の項目、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理。
目的及び⑤当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称	
・長期間継続する研究の場合、研究を継続して実施するために必要な組織、体制等に対す	
る研究機関としての考え方	
・提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合、その研究の重要性	
及び提供者から試料等の提供を受けなければ研究が成り立たない理由	
・研究責任者の氏名及び職名	
・予測される研究結果及び提供者等に対して予測される危険や不利益(社会的な差別等社	・予測される研究結果及び提供者等に対して予測される危険や不利益(社会的な差別等社
会生活上の不利益も含む。)	会生活上の不利益も含む。)
・提供者及び代諾者等の希望により、他の提供者等の個人情報の保護や研究の独創性の確保に支障が生じない範囲内で研究計画及び研究方法についての資料を入手又は閲覧する	・提供者及び代諾者等の希望により、他の提供者等の個人情報の保護や研究の独創性の確保に支障が生じない範囲内で研究計画及び研究方法についての資料を入手又は閲覧する
休に又厚か生しない 配曲内で研先計画及の研先方法についての資料を八手又は閲見りる ことができること	保に文庫が生しない。配出的で研究計画及の研究方法についての資料を八手又は閲見する ことができること
・提供を受けた試料等又はそれから得られた遺伝情報についての連結可能匿名化又は連結	・試料・情報についての連結可能匿名化又は連結不可能匿名化の別及び匿名化の具体的方
不可能匿名化の別及び匿名化の具体的方法。匿名化できない場合にあっては、その旨及	法、匿名化できない場合にあっては、その旨及び理由
75理由	は。世名にてきなりの自己のラでは、この自及した田
・試料等又はそれから得られた遺伝情報を他の機関へ提供する可能性及びその場合は、倫	・試料・情報を外部の機関へ提供する可能性又は研究の一部を委託する可能性がある場合
理審査委員会により、個人情報の取扱い、提供先の機関名、提供先における利用目的が	にはその旨及び当該試料・情報の取扱い等
妥当であることについて、審査されていること	
・研究の一部を委託する場合の匿名化の方法等	
・遺伝情報の開示に関する事項(非開示にする場合はその理由)	・遺伝情報の開示に関する事項(非開示にする場合はその理由及び提供者又は代諾者等が
	遺伝情報の全部又は一部を開示しないことについて同意した場合は、開示が行われない

- ・個人情報の開示に関する事項(受付先、受け付ける方法、提供者又は代諾者等であることの確認の方法、開示に当たって手数料が発生する場合はその旨を含む。)
- ・将来、研究の成果が特許権等の知的財産権を生み出す可能性がある<u>こと。特許権等の知</u>的財産権を生み出した場合の想定される帰属先
- ・試料等から得られた遺伝情報は、匿名化された上、学会等に公表され得ること
- ・試料等の保存及び使用方法
- ・研究終了後の試料等の保存、使用又は廃棄の方法(他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。)
- ・試料等をヒト細胞・遺伝子・組織バンクに提供し、一般的に研究用資源として分譲する ことがあり得る場合には、バンクの学術的意義、当該バンクが運営されている機関の名 称、提供される試料等の匿名化の方法及びバンクの責任者の氏名
- ・遺伝カウンセリングの利用に係る情報(単一遺伝子疾患等の場合には、遺伝カウンセリングが利用可能であること等)
- ・研究資金の調達方法
- ・試料等の提供は無償であること
- ・問い合かせ(個人情報の訂正、同意の撤回等)、苦情等の窓口の連絡先等に関する情報
- (12) 他の研究を行う機関から試料等又は遺伝情報の提供を受ける研究責任者は、 当該試料等又は遺伝情報に関するインフォームド・コンセントの内容を当該他 の研究を行う機関からの文書等によって確認しなければならない。
- (13) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施前に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究又は関連する医学研究に使用することを想定して、提供者又は代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、その時点において予想される具体的研究目的を明らかにするとともに、個人情報が、匿名化の可能性を含めて、どのように管理され、かつ、保護されるかを説明し、理解を得なければならない。
- (36) 試料等の提供が行われる機関の長は、提供者又は代諾者等から得たインフォームド・コンセントの同意書について、<u>試料等</u>の提供が行われる機関の研究責任者や個人情報管理者等、厳格な管理が可能な者に管理を行わせなければならない。

改正指針(平成25年2月改正)

可能性があることを含む。)

- ・個人情報の開示に関する事項(受付先、受け付ける方法、提供者又は代諾者等であることの確認の方法、開示に当たって手数料が発生する場合はその旨を含む。)
- ・将来、研究の成果が特許権等の知的財産権を生み出す可能性がある場合はその旨及び想 定される帰属先
- ・試料・情報の保存及び使用方法
- ・試料・情報の廃棄の方法

- ・遺伝カウンセリングの利用に係る情報 (単一遺伝子疾患等の場合には、<u>研究の必要性及</u> び遺伝カウンセリングが利用可能であること等)
- ・研究資金の調達方法、起こり得る利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
- ・試料・情報の提供は無償であること
- ・問合せ(個人情報の訂正、同意の撤回等)、苦情等の窓口の連絡先等に関する情報
- ・その他必要な事項

(第5の11「他の研究を行う機関への試料・情報の提供等」に移動)

- (12) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施前に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究又は関連する医学研究に使用することを想定して、提供者又は代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、その時点において予想される具体的研究目的を明らかにするとともに、個人情報が、匿名化の可能性を含めて、どのように管理され、かつ、保護されるかを説明し、理解を得なければならない。
- (13) 試料・情報の提供が行われる機関の長は、提供者又は代諾者等から得たインフォームド・コンセントの同意書について、試料・情報の提供が行われる機関の研究責任者や個人情報管理者等、厳格な管理が可能な者に管理を行わせなければならない。

11 遺伝情報の開示

解析研究に関して、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望している場合には、 原則として開示しなければならない。

ただし、遺伝情報を提供することにより、提供者又は第三者の生命、身体、 財産その他の権利利益を害するおそれがあり、開示しないことについて提供者 のインフォームド・コンセントを受けている場合には、その全部又は一部を開 示しないことができる。

なお、開示しない場合には、当該提供者に遺伝情報を開示しない理由を説明 しなければならない。

<遺伝情報の開示に関する細則>

- 1. 研究責任者は、開示しない理由を知らせることにより、提供者の精神的負担になり得る 場合等、説明を行うことが必ずしも適当でないことがあり得ることから、事由に応じて慎 重に検討の上、対応することとする。
- 2. 研究責任者は、提供者からインフォームド・コンセントを受ける際に、遺伝情報の開示 をしないことにつき同意が得られているにもかかわらず、当該提供者が事後に開示を希望 した場合は、以下の場合を除き、当該提供者の遺伝情報を開示することとする。
- ・多数の人又は遺伝子の遺伝情報を相互に比較することにより、ある疾患と遺伝子の関連 やある遺伝子の機能を明らかにしようとするヒトゲノム・遺伝子解析研究等であって、 当該情報がその人の健康状態等を評価するための情報としての精度や確実性に欠けてお り、開示することにより提供者又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害する おそれがあることを理由に開示しないことについて、研究計画書に記載され、当該研究 計画書が倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長により許可された場合

改正指針(平成25年2月改正)

8 遺伝情報の開示

(1)研究責任者は、個々の提供者の遺伝情報が明らかとなるヒトゲノム・遺伝子|(1)研究責任者は、個々の提供者の遺伝情報が明らかとなるヒトゲノム・遺伝子 解析研究に関して、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望している場合には、 原則として開示しなければならない。

> ただし、遺伝情報を提供することにより、提供者若しくは第三者の生命、身 体、財産その他の権利利益を害するおそれ又は当該研究を行う機関の研究業務 の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、かつ、開示しないことにつ いて提供者のインフォームド・コンセントを受けている場合には、その全部又 は一部を開示しないことができる。

> なお、開示しない場合には、当該提供者に遺伝情報を開示しない理由を説明 しなければならない。

<遺伝情報の開示に関する細則>

1. 研究責任者は、提供者から自らの遺伝情報の開示の求めがあった場合において、遺伝情 報の全部又は一部を開示した場合にはその旨、遺伝情報を開示しない場合にはその旨及び その理由を研究を行う機関の長に報告しなければならない。

2. 遺伝情報の全部又は一部を開示しないことができる提供者若しくは第三者の生命、身体、 財産その他の権利利益を害するおそれ又は当該研究を行う機関の研究業務の適正な実施に

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
	著しい支障を及ぼすおそれの具体的事例は以下のとおりとするが、個々の事例への適用に
	ついては個別具体的に客観的かつ慎重に判断することが必要である。
	・ 当該遺伝情報がその人の健康状態等を評価するための情報としての精度や確実性が十分
	でなく、開示することにより提供者や血縁者に精神的負担を与えたり誤解を招くおそれ
	がある場合
	・当該研究を行う機関において、情報としての精度や確実性が十分でないものも含めて遺
	伝情報の全てを開示することにより、研究の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場
	<u></u>
	3. 研究責任者は、開示しない理由を知らせることにより、提供者の精神的負担になり得る
	場合等、説明を行うことが必ずしも適当でないことがあり得ることから、事由に応じて慎
	重に検討の上、対応することとする。
3. 研究責任者は、未成年者の提供者が、自らの遺伝情報の開示を希望している場合には、	4. 研究責任者は、未成年者の提供者が、自らの遺伝情報の開示を希望している場合には、
開示した場合の精神的な影響等を十分考慮した上で当該未成年者に開示することができ	開示した場合の精神的な影響等を十分考慮した上で当該未成年者に開示することができ
る。ただし、未成年者が16歳未満の場合には、その代諾者の意向を確認し、これを尊重し	る。ただし、未成年者が16歳未満の場合には、その代諾者の意向を確認し、これを尊重し
なければならない。	なければならない。
また、研究責任者は、未成年者の遺伝情報を開示することによって、提供者が自らを傷	また、研究責任者は、未成年者の遺伝情報を開示することによって、提供者が自らを傷
つけたり、提供者に対する差別、養育拒否、治療への悪影響が心配される場合には、研究	つけたり、提供者に対する差別、養育拒否、治療への悪影響が心配される場合には、研究
を行う機関の長に報告しなければならない。研究を行う機関の長は、開示の前に、必要に	
応じ倫理審査委員会の意見や未成年者とその代諾者との話 <u>し</u> 合いを求めた上、開示の可否	
並びにその内容及び方法についての決定をすることとする。	びにその内容及び方法についての決定をすることとする。
	<u>5.</u> 遺伝情報を開示しない旨の決定をした場合には、その旨を、開示を求めた提供者に書面
にて通知することとする。	にて通知することとする。
	6. 遺伝情報の開示の方法は、書面の交付又は開示の求めを行った者が同意した方法による
	<u>こととする。</u>
	(2)研究責任者は、実施しようとするヒトゲノム・遺伝子解析研究及び当該研究
	により得られる遺伝情報の特性を踏まえ、当該研究によって得られる遺伝情報
	の提供者への開示に関する方針を定め、提供者又は代諾者等からインフォーム
	ド・コンセントを受ける際には、その方針を説明し、理解を得なければならな
	い。方針の決定に際しては、以下の事項に配慮しなければならない。
	ア 当該遺伝情報が提供者の健康状態等を評価するための情報としての精度や
	<u>確実性を有しているかどうか</u>

改正指針(平成25年2月改正)

- イ 当該遺伝情報が提供者の健康等にとって重要な事実を示すものであるかど うか
- ウ 当該遺伝情報の開示が研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ がないかどうか

<偶発的所見の開示に関する方針に関する細則>

研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の過程において当初は想定していなかった提 供者及び血縁者の生命に重大な影響を与える偶発的所見 (incidental findings) が発見され た場合における遺伝情報の開示に関する方針についても検討を行い、提供者又は代諾者等か らインフォームド・コンセントを受ける際には、その方針を説明し、理解を得るように努め ることとする。

- (3)研究責任者は、遺伝情報を開示する場合には、当該遺伝情報が提供者の健康 状態等を評価するための情報としての精度や確実性を有しているか等について も可能な範囲で説明に努めることとし、提供者や血縁者の誤解を招くことがな いように努めることとする。
- (4) 研究責任者は、個々の提供者の遺伝情報が明らかとなるヒトゲノム・遺伝子 解析研究に関して、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望していない場合には、 開示してはならない。

<遺伝情報の非開示に関する細則>

開示してはならない。

研究責任者は、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望していない場合であっても、その遺 法があるときは、研究を行う機関の長に報告することとする。

(2) 研究責任者は、個々の提供者の遺伝情報が明らかとなるヒトゲノム・遺伝子

解析研究に関して、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望していない場合には、

研究を行う機関の長は、特に下記の事項についての考慮を含む開示の可否並びにその内容 及び方法についての倫理審査委員会の意見を求め、それに基づき、研究責任者、提供者の診し及び方法についての倫理審査委員会の意見を求め、それに基づき、研究責任者、提供者の診 療を担当する医師及びその医師が所属する医療機関の長と協議することとする。その結果を 療を担当する医師及びその医師が所属する医療機関の長と協議することとする。その結果を 踏まえ、研究責任者は提供者に対し、十分な説明を行った上で、当該提供者の意向を確認し、 なお開示を希望しない場合には、開示してはならないこととする。

- ・提供者及び血縁者の生命に及ぼす影響
- 有効な治療法の有無と提供者の健康状態
- ・血縁者が同一の疾患等に罹患している可能性

<遺伝情報の非開示に関する細則>

研究責任者は、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望していない場合であっても、その遺 伝情報が提供者及び血縁者の生命に重大な影響を与えることが判明し、かつ、有効な対処方 | 伝情報が提供者及び血縁者の生命に重大な影響を与えることが判明し、かつ、有効な対処方 法があるときは、研究を行う機関の長に報告することとする。

> 研究を行う機関の長は、特に下記の事項についての考慮を含む開示の可否並びにその内容 おまえ、研究責任者は提供者に対し、十分な説明を行った上で、当該提供者の意向を確認し、 なお開示を希望しない場合には、開示してはならないこととする。

- 提供者及び血縁者の生命に及ぼす影響
- 有効な治療法の有無と提供者の健康状態
- ・血縁者が同一の疾患等に罹患している可能性

- ・インフォームド・コンセントに際しての研究結果の開示に関する説明内容
- (3) 研究責任者は、提供者の同意がない場合には、提供者の遺伝情報を、提供者 以外の人に対し、原則として開示してはならない。

<提供者以外の人に対する開示に関する細則>

- 1. 代諾者(2.及び3. の者を除く。)が提供者の遺伝情報の開示を希望する場合には、そ 1. 代諾者(2.及び3. の者を除く。)が提供者の遺伝情報の開示を希望する場合には、そ の代諾者が開示を求める理由又は必要性を倫理審査委員会に示した上、当該委員会の意見 に基づき研究を行う機関の長が対応を決定しなければならない。この決定に当たっては、 次に掲げる要件のいずれかを満たしていることを確認することとする。
- 1) 人の生命、身体又は財産保護のために必要である場合であって、提供者の同意を得る ことが困難であること
- 2) 公衆衛生の向上に特に必要である場合であって、提供者の同意を得ることが困難であ ること
- 2.遺族(血縁者)が提供者の遺伝情報の開示を希望する場合には、その遺族(血縁者)が12.遺族(血縁者)が提供者の遺伝情報の開示を希望する場合には、その遺族(血縁者)が 開示を求める理由又は必要性を倫理審査委員会に示した上、当該委員会の意見に基づき研 究を行う機関の長が対応を決定することとする。
- 3. 研究責任者は、提供者が未成年者の場合に、その未成年者の代諾者から当該未成年者の 3. 研究責任者は、提供者が未成年者の場合に、その未成年者の代諾者から当該未成年者の 遺伝情報の開示の求めがあった場合には、当該代諾者にこれを開示することができる。た だし、未成年者が16歳以上の場合には、その意向を確認し、これを尊重しなければならな い。また、研究責任者は、未成年者の遺伝情報を開示することによって、提供者に対する 差別、養育拒否、治療への悪影響が心配される場合には、研究を行う機関の長に報告しな ければならない。研究を行う機関の長は、開示の前に、必要に応じ、開示の可否並びにそ の内容及び方法についての倫理審査委員会の意見や未成年者とその代諾者との話し合いを 求めることとする。
- 4. 研究責任者は、提供者が自らの遺伝情報の血縁者への開示を希望していない場合であっ ても、次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、提供者の血縁者に、提供者の遺伝情報 から導かれる遺伝的素因を持つ疾患や薬剤応答性に関する情報を伝えることができる。
 - 1) 提供者の遺伝情報が、提供者の血縁者の生命に重大な影響を与える可能性が高いこと が判明し、かつ、有効な対処方法があること
 - 2) 研究責任者から 1)の報告を受けた研究を行う機関の長が、特に下記の事項についての 考慮を含む開示の可否並びにその内容及び方法についての倫理審査委員会の意見を求

改正指針(平成25年2月改正)

- ・インフォームド・コンセントに際しての研究結果の開示に関する説明内容
- (5) 研究責任者は、提供者の同意がない場合には、提供者の遺伝情報を、提供者 以外の人に対し、原則として開示してはならない。

<提供者以外の人に対する開示に関する細則>

- の代諾者が開示を求める理由又は必要性を倫理審査委員会に示した上、当該委員会の意見 に基づき研究を行う機関の長が対応を決定しなければならない。この決定に当たっては、 次に掲げる要件のいずれかを満たしていることを確認することとする。
- 1) 人の生命、身体又は財産保護のために必要である場合であって、提供者の同意を得る ことが困難であること
- 2) 公衆衛生の向上に特に必要である場合であって、提供者の同意を得ることが困難であ ること
- 開示を求める理由又は必要性を倫理審査委員会に示した上、当該委員会の意見に基づき研 究を行う機関の長が対応を決定することとする。
- 遺伝情報の開示の求めがあった場合には、当該代諾者にこれを開示することができる。た だし、未成年者が16歳以上の場合には、その意向を確認し、これを尊重しなければならな い。また、研究責任者は、未成年者の遺伝情報を開示することによって、提供者に対する 差別、養育拒否、治療への悪影響が心配される場合には、研究を行う機関の長に報告しな ければならない。研究を行う機関の長は、開示の前に、必要に応じ、開示の可否並びにそ の内容及び方法についての倫理審査委員会の意見や未成年者とその代諾者との話合いを求 めることとする。
- 4. 研究責任者は、提供者が自らの遺伝情報の血縁者への開示を希望していない場合であっ ても、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、提供者の血縁者に、提供者の遺伝情報か ら導かれる遺伝的素因を持つ疾患や薬剤応答性に関する情報を伝えることができる。
 - 1) 提供者の遺伝情報が、提供者の血縁者の生命に重大な影響を与える可能性が高いこと が判明し、かつ、有効な対処方法があること
- 2) 研究責任者から1)の報告を受けた研究を行う機関の長が、特に下記の事項についての 考慮を含む開示の可否並びにその内容及び方法についての倫理審査委員会の意見を求

- め、それに基づき、研究責任者と協議し、必要な情報を血縁者に提供すべきとの結論と なること
- a 血縁者が同一の疾患等に罹患している可能性
- b 血縁者の生命に及ぼす影響
- c 有効な治療法の有無と血縁者の健康状態
- d インフォームド・コンセントに際しての研究結果の開示に関する説明内容
- 3) 2) の結論を踏まえ、研究責任者は改めて提供者の理解を求め、血縁者に対する必要 な情報の提供につき承諾を得られるよう努めること
- 4) 提供者の血縁者に対し、十分な説明を行った上で、情報提供を希望する意向を確認す ること
- (4)研究責任者は、単一遺伝子疾患等に関する遺伝情報を開示しようとする場合| には、医学的又は精神的な影響等を十分考慮し、診療を担当する医師との緊密 な連携の下に開示するほか、必要に応じ、遺伝カウンセリングの機会を提供し なければならない。

<注>

開示する遺伝情報がいかなる意味を持つかは、診療に属する部分が大きく、診療を担当す る医師、特に遺伝医学を専門とする医師との緊密な連携が求められる。従って、診療を担当|る医師、特に遺伝医学を専門とする医師との緊密な連携が求められる。したがって、診療を する医師が診療の一環として、研究責任者の依頼を受けて開示すること又はその医師の指示1担当する医師が診療の一環として、研究責任者の依頼を受けて開示すること又はその医師の の下に研究責任者が開示すること等が考えられる。

12 遺伝カウンセリング

(1) 目的

ヒトゲノム・遺伝子解析研究における遺伝カウンセリングは、対話を通じて、 提供者及びその家族又は血縁者に正確な情報を提供し、疑問に適切に答え、そ の者の遺伝性疾患等に関する理解を深め、ヒトゲノム・遺伝子解析研究や遺伝 性疾患等をめぐる不安又は悩みにこたえることによって、今後の生活に向けて 自らの意思で選択し、行動できるよう支援し、又は援助することを目的とする。

(2) 実施方法

遺伝カウンセリングは、遺伝医学に関する十分な知識を有し、遺伝カウンセ リングに習熟した医師、医療従事者等が協力して実施しなければならない。

改正指針(平成25年2月改正)

- め、それに基づき、研究責任者と協議し、必要な情報を血縁者に提供すべきとの結論と なること
- a 血縁者が同一の疾患等に罹患している可能性
- b 血縁者の生命に及ぼす影響
- c 有効な治療法の有無と血縁者の健康状態
- d インフォームド・コンセントに際しての研究結果の開示に関する説明内容
- 3) 2) の結論を踏まえ、研究責任者は改めて提供者の理解を求め、血縁者に対する必要 な情報の提供につき承諾を得られるよう努めること
- 4) 提供者の血縁者に対し、十分な説明を行った上で、情報提供を希望する意向を確認す ること
- (6) 研究責任者は、単一遺伝子疾患等(関連遺伝子が明確な多因子疾患を含む。) に関する遺伝情報を開示しようとする場合には、医学的又は精神的な影響等を 十分考慮し、診療を担当する医師との緊密な連携の下に開示するほか、必要に 応じ、遺伝カウンセリングの機会を提供しなければならない。

<注>

開示する遺伝情報がいかなる意味を持つかは、診療に属する部分が大きく、診療を担当す 指示の下に研究責任者が開示すること等が考えられる。

9 遺伝カウンセリング

- (1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究における遺伝カウンセリングは、対話を通じて、 提供者及びその家族又は血縁者に正確な情報を提供し、疑問に適切に答え、そ の者の遺伝性疾患等に関する理解を深め、ヒトゲノム・遺伝子解析研究や遺伝 性疾患等をめぐる不安又は悩みに応えることによって、今後の生活に向けて自 らの意思で選択し、行動できるよう支援し、又は援助することを目的とする。
- (2) 遺伝カウンセリングは、遺伝医学に関する十分な知識を有し、遺伝カウンセ リングに習熟した医師、医療従事者等が協力して実施しなければならない。

改正指針(平成25年2月改正)

<注>

試料等の提供が行われる機関の長に対する遺伝カウンセリング体制の整備等に関する事項 は第2の6(35)に、研究計画書における遺伝カウンセリングの考え方の記載に関する事項[事項及び遺伝カウンセリングの機会提供に関する事項は第3の9(3)に、研究計画書にお は第2の7(3)に、インフォームド・コンセントを受ける際の説明事項及び遺伝カウンセ┃ける遺伝カウンセリングの考え方の記載に関する事項は第2の5(3)に、インフォームド・ リングの機会提供に関する事項は第3の 10(11)に、遺伝情報の開示の際の遺伝カウンセリ コンセントを受ける際の説明事項は第3の7(11)に、遺伝情報の開示の際の遺伝カウンセ ングの機会提供に関する事項は第3の11(4)に、それぞれ規定されている。

6 研究を行う機関の長の責務

(35) 試料等の提供が行われる機関の長は、必要に応じ、適切な遺伝カウンセリン グ体制の整備又は遺伝カウンセリングについての説明及びその適切な施設の紹 介等により、提供者及びその家族又は血縁者が遺伝カウンセリングを受けられ るよう配慮しなければならない。

<遺伝カウンセリング実施施設の紹介に関する細則>

試料等の提供が行われる機関において、遺伝カウンセリング体制が整備されていない場合 に、提供者及びその家族又は血縁者から遺伝カウンセリングの求めがあったときには、その「場合に、提供者及びその家族又は血縁者から遺伝カウンセリングの求めがあったときには、 ための適切な施設を紹介することとする。

9 倫理審査委員会の責務及び構成

- (1)倫理審査委員会は、本指針に基づき、研究計画の実施の適否等について、倫 理的観点とともに科学的観点も含めて審査し、研究を行う機関の長に対して文 書により意見を述べなければならない。
- (2) 倫理審査委員会は、研究を行う機関の長に対して、実施中の研究に関して、 その研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。
- (3) 倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしては

<注>

試料・情報の提供が行われる機関の長に対する遺伝カウンセリング体制の整備等に関する リングの機会提供に関する事項は第3の8(6)に、それぞれ規定されている。

(3) 試料・情報の提供が行われる機関の長は、提供者から試料・情報の提供を受 ける場合には、必要に応じ、適切な遺伝カウンセリング体制の整備又は遺伝カ ウンセリングについての説明及びその適切な施設の紹介等により、提供者及び その家族又は血縁者が遺伝カウンセリングを受けられるよう配慮しなければな らない。特に、提供者が単一遺伝子疾患等(関連遺伝子が明確な多因子疾患を 含む。)である場合、試料・情報の提供が行われる機関の研究責任者は、インフ オームド・コンセントを受ける際に、遺伝カウンセリングの利用に関する情報 を含めて説明を行うとともに、必要に応じて遺伝カウンセリングの機会を提供 しなければならない。

<遺伝カウンセリング実施施設の紹介に関する細則>

試料・情報の提供が行われる機関において、遺伝カウンセリング体制が整備されていない そのための適切な施設を紹介することとする。

第4 倫理審查委員会

- 10 倫理審査委員会の責務及び構成
- (1)倫理審査委員会は、本指針に基づき、研究計画の実施の適否等について、倫 理的観点とともに科学的観点も含めて審査し、研究を行う機関の長に対して文 書により意見を述べなければならない。
- (2) 倫理審査委員会は、研究を行う機関の長に対して、実施中の研究に関して、 その研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。
- (3) 倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしては

ならない。その職を辞した後も、同様とする。

(4) 倫理審査委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成し運営されなければならない。

<細則1 (倫理審査委員会の構成に関する細則) >

- ・倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、一般の立場の者から構成される必要がある。
- ・外部委員を半数以上置くことが望ましいが、その確保が困難な場合には、少なくとも複数名置かれる必要がある。
- ・外部委員の半数以上は、人文・社会科学面の有識者又は一般の立場の者である必要がある。
- 男女両性で構成される必要がある。

<細則2 (倫理審査委員会の運営に関する細則) >

- ・審議又は採決の際には、人文・社会科学面又は一般の立場の委員が1名以上出席する必要がある。
- ・研究を行う機関の長、審査対象となる研究の研究責任者及び研究担当者は、その審議又は採決に参加してはならない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に出席し、 説明することができる。

<細則3 (運営規則に関する細則) >

以下の事項に関する運営規則が定められなければならない。

- 委員長の選任方法
- ・会議の成立要件
- 議決方法
- ・審査記録の保存期間
- ・公開に関する事項
- (5) 倫理審査委員会は、その決定により、委員長があらかじめ指名した委員又はその下部組織による迅速審査手続を設けることができる。迅速審査の結果につ

改正指針(平成25年2月改正)

ならない。その職を辞した後も、同様とする。

(4)倫理審査委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成し運営されなければならない。

<細則1 (倫理審査委員会の構成に関する細則) >

- ・倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、一般の立場の者から構成される必要がある。
- ・<u>人文・社会科学面の有識者及び一般の立場の者を含む</u>複数名<u>の外部委員が</u>置かれる必要がある。
- 男女両性で構成される必要がある。

<細則2(倫理審査委員会の運営に関する細則)>

- ・審議又は採決の際には、人文・社会科学面又は一般の立場の委員が1名以上出席する必要がある。
- ・研究を行う機関の長、審査対象となる研究の研究責任者及び研究担当者は、その審議又 は採決に参加してはならない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に出席し、 説明することができる。
- ・研究を行う機関の長は、倫理審査委員会の委員になることはできない。

<細則3 (運営規則に関する細則) >

以下の事項に関する運営規則が定められなければならない。

- 委員長の選任方法
- ・会議の成立要件
- 議決方法
- ・審査記録の保存期間
- ・公開に関する事項
- (5) 倫理審査委員会は、その決定により、委員長があらかじめ指名した委員又はその下部組織による迅速審査手続を設けることができる。迅速審査の結果につ

いては、その審査を行った委員以外のすべての委員又は上部組織である倫理審 査委員会に報告されなければならない。

<迅速審査手続に関する細則>

- 1. 迅速審査手続による審査に委ねることができる事項は、一般的に以下のとおりとする。
 - 研究計画の軽微な変更の審査
- ・既に倫理審査委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計 画の審査
- ・共同研究であって、既に主たる研究を行う機関において倫理審査委員会の承認を受けた 研究計画を、機関特有の問題がなく、他の共同研究機関が実施しようとする場合の研究 計画の審査
- 2. 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項に 2. 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項に ついて、改めて倫理審査委員会における審査を求めることができる。この場合において、 委員長は、相当の理由があると認めるときは、倫理審査委員会を速やかに開催し、当該事 項について審査することとしなければならない。
- (6) 倫理審査委員会は、その組織に関する事項や運営に関する規則を公開すると ともに、議事の内容についても原則として公開しなければならない。
- <細則1 (組織に関する事項の公開に関する細則) >

組織に関する公開すべき事項は、以下のとおりとする。

- ・倫理審査委員会(下部組織を含む。)の構成
- ・委員の氏名、所属及びその立場

<細則2 (議事内容の公開に関する細則) >

- 1. 議事の内容は、それが具体的に明らかとなるよう公開する必要がある。
- 2. 提供者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護、競争上の地位の保全に支障が生じ 2. 提供者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護、競争上の地位の保全に支障が生じ るおそれのある部分は、倫理審査委員会の決定により非公開とすることができる。この場 合、倫理審査委員会は、非公開とする理由を公開する必要がある。

改正指針(平成25年2月改正)

いては、その審査を行った委員以外の全ての委員又は上部組織である倫理審査 委員会に報告されなければならない。

<迅速審査手続に関する細則>

- 1. 迅速審査手続による審査に委ねることができる事項は、一般的に以下のとおりとする。
 - 研究計画の軽微な変更の審査
 - ・共同研究であって、既に主たる研究を行う機関において倫理審査委員会の承認を受けた 研究計画を他の共同研究機関が実施しようとする場合の研究計画の審査
- ・提供者及び代諾者等に対して最小限の危険(日常生活や日常的な医学的検査で被る身体 的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される 種類のものをいう。)を超える危険を含まない研究計画の審査
- ついて、改めて倫理審査委員会における審査を求めることができる。この場合において、 委員長は、相当の理由があると認めるときは、倫理審査委員会を速やかに開催し、当該事 項について審査することとしなければならない。
- (6)倫理審査委員会は、その組織に関する事項や運営に関する規則を公開すると ともに、議事の内容についても原則として公開しなければならない。

<細則1 (組織に関する事項の公開に関する細則) > 組織に関する公開すべき事項は、以下のとおりとする。

- 倫理審査委員会(下部組織を含む。)の構成
- 委員の氏名、所属及びその立場

<細則2 (議事内容の公開に関する細則) >

- 1. 議事の内容は、それが具体的に明らかとなるよう公開する必要がある。
- るおそれのある部分は、倫理審査委員会の決定により非公開とすることができる。この場 合、倫理審査委員会は、非公開とする理由を公開する必要がある。

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
	(7) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会の委員の教育及び研修に努めな
	ければならない。
第4 試料等の取扱い	第 <u>5</u> <u>試料・情報</u> の取扱い <u>等</u>
13 研究実施前提供試料等の利用	(第5の14「研究を行う機関の既存試料・情報の利用」に書き換え)
かつ、保存されている試料等の利用の可否は、提供者又は代諾者等の同意の有	
無又はその内容及び試料等が提供された時期を踏まえ、以下、(2)から(5)	
<u>までに定めるところにより、倫理審査委員会の承認を得た上で、研究を行う機</u>	
関の長が決定する。	
(2) 旧指針の施行後に提供された研究実施前提供試料等については、本指針の理	
念を踏まえて、研究を行う機関の長及び研究責任者は、その利用について慎重	
に判断し、また、倫理審査委員会は、研究における利用の可否を慎重に審査し	
<u>なければならない。</u>	
<注>	
1 日指針の施行日は平成13年4月1日である。	
 (3)A群試料等(試料等の提供時に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究における利用	
を含む同意が与えられている試料等)については、その同意の範囲内でヒトゲ	
ノム・遺伝子解析研究に利用することができる。	
<a群試料等の利用に関する細則></a群試料等の利用に関する細則>	
研究を行う機関の長及び研究責任者は、A群試料等が提供された時点における同意が、当	
該試料を利用して新たに行おうとするヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究目的と同じ研究目	
的に対して与えられたものであることを確認することとする。	
また、他のヒトゲノム・遺伝子解析研究への利用に関し、そのヒトゲノム・遺伝子解析研究の金巻・西のヒトゲノム・遺伝子解析研究の一般に関し、そのヒトゲノム・遺伝子解析研究の金巻・西のヒトゲノム・遺伝子解析研究の金巻・西のヒトゲノム・遺伝子解析研究の金巻・西のヒトゲノム・遺伝子解析研究の金巻・西のヒトゲノム・遺伝子解析研究の一般に対していません。	
究の意義、研究目的又は匿名化等の方法等に、どの程度言及された同意であったか、また、	
同意が得られた時期等にも配慮して判断しなければならない。 さらに、倫理審査委員会も、同様の事項に配慮して、その利用の取扱いを審査しなければ	
<u>さらに、倫理番首会員会も、同様の事項に配慮して、その利用の取扱いを番首しなければ</u> ならない。	
<u>、マルイハ。</u>	

改正指針(平成25年2月改正)

(4) B群試料等(試料等の提供時に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられている試料等)は、提供者又は代諾者等からヒトゲノム・遺伝子解析研究への利用についての同意を受けない限り、原則として、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に利用してはならない。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たすとともに、倫理審査委員会の承 認を受け、かつ、研究を行う機関の長により許可された場合についてはこの限 りでない。

- <u>ア 連結不可能匿名化されていることにより、提供者等に危険や不利益が及ぶ</u> おそれがない場合
- イ 連結可能匿名化されており、かつ、B群試料等が提供された時点における 同意が、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の目的と相当の関連性を有すると合理 的に認められる場合であって、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の目的を提供者 に通知し、又は公表した場合

<B群試料等の利用に関する細則>

第4の13(4)のイに関して、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究目的を提供者に通知し、 又は公表することにより、提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する おそれがある場合、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究目的を提供者に通知し、又は公表す ることを要しない。

(5) C群試料等(試料等の提供時に、研究に利用することの同意が与えられていない試料等)は、提供者又は代諾者等からヒトゲノム・遺伝子解析研究への利用についての同意を受けない限り、原則として、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に利用してはならない。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たすとともに、倫理審査委員会の承認を受け、かつ、研究を行う機関の長により許可された場合についてはこの限りでない。

なお、B群試料等であって、提供された時点における同意がヒトゲノム・遺伝子解析研究の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないものはC 群試料等とみなす。

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
ア 連結不可能匿名化されていることにより、提供者等に危険や不利益が及ぶ	
- おそれがない場合	
<u>イ</u> 連結可能匿名化されており、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たしてい	
<u>る場合</u>	
(ア)ヒトゲノム・遺伝子解析研究により提供者等に危険や不利益が及ぶおそ	
れが極めて少ないこと。	
(イ) その試料等を用いたヒトゲノム・遺伝子解析研究が公衆衛生の向上のた	
めに必要がある場合であること。	
(ウ) 他の方法では事実上、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施が不可能であ	
<u>ること。</u>	
(エ) ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況について情報の公開を図り、併	
せて提供者又は代諾者等に問い合わせ及び試料等の研究への利用を拒否す	
る機会を保障するための措置が講じられていること。 (十) 担保者の保護者がの同意を得ることが開業するよう。	
<u>(オ)提供者又は代諾者等の同意を得ることが困難であること。</u>	
<u>ウ 法令に基づく場合</u>	
	 (第5の13「試料・情報の保存及び廃棄」及び第5の15「外部の機関の既存試料・
(1)保存の一般原則	(第300 13 1部(41 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
<u>ペイク (株代の) </u>	
代諾者等の同意事項を遵守し、研究計画書に定められた方法に従わなければな	
らない。	
(2) ヒト細胞・遺伝子・組織バンクへの提供	
研究責任者は、試料等をヒト細胞・遺伝子・組織バンクに提供する場合には、	
当該バンクが試料等を一般的な研究用試料等として分譲するに当たり、連結不	
可能匿名化がなされることを確認するとともに、バンクに提供することの同意	
を含む提供者又は代諾者等の同意事項を遵守しなければならない。	
(3) 試料等の廃棄	
研究責任者は、研究計画書に従い自ら保存する場合及びヒト細胞・遺伝子・	
組織バンクに提供する場合を除き、試料等の保存期間が研究計画書に定めた期	

間を過ぎた場合には、提供者又は代諾者等の同意事項を遵守し、匿名化して廃

棄しなければならない。

10 インフォームド・コンセント

- (12) 他の研究を行う機関から試料等又は遺伝情報の提供を受ける研究責任者は、 当該試料等又は遺伝情報に関するインフォームド・コンセントの内容を当該他 の研究を行う機関からの文書等によって確認しなければならない。
- 6 研究を行う機関の長の責務
- (34) 試料等の提供が行われる機関の長は、<u>試料等</u>を外部の機関に提供する際には、 原則として試料等を匿名化しなければならない。

また、<u>試料等</u>の提供が行われる機関内のヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う研究部門(以下「<u>試料等</u>の提供が行われる機関における研究部門」という。)に 試料等を提供する際にも、原則として匿名化しなければならない。

ただし、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たしている場合には匿名化せずに<u>試料</u> 等を提供することができる。

- ア 提供者又は代諾者等が、匿名化を行わずに外部の機関又は<u>試料等</u>の提供が 行われる機関における研究部門に提供することに同意していること。
- イ 倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において、匿名化を行わずに、外部の機関又は<u>試料等</u>の提供が行われる機関における研究部門に提供することが認められていること。

改正指針(平成25年2月改正)

11 他の研究を行う機関への試料・情報の提供等

- (1) 研究を行う機関の長は、試料・情報を他の研究を行う機関に提供する際には、 インフォームド・コンセントの内容を文書等によって通知しなければならない。
- (2) 試料・情報の提供が行われる機関の長は、<u>試料・情報(既存試料・情報を除</u> <u>く。)</u>を外部の機関に提供する際には、原則として<u>試料・情報</u>を匿名化しなけれ ばならない。

また、<u>試料・情報</u>の提供が行われる機関内のヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う研究部門(以下「<u>試料・情報</u>の提供が行われる機関における研究部門」という。)に<u>試料・情報</u>を提供する際にも、原則として匿名化しなければならない。ただし、次に掲げる要件の全てを満たしている場合には匿名化せずに<u>試料・</u>情報を提供することができる。

- ア 提供者又は代諾者等が、匿名化を行わずに外部の機関又は<u>試料・情報</u>の提供が行われる機関における研究部門に提供することに同意していること。
- イ 倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において、匿名化を行わずに、外部の機関又は<u>試料・情報</u>の提供が行われる機関における研究部門に提供することが認められていること。

<注>

第5の11(2)の規定は、研究計画の範囲内において、試料・情報の提供が行われる機関の長が、外部の機関又は試料・情報の提供が行われる機関における研究部門に試料・情報を提供する際の匿名化の基準を規定したものであり、同意の範囲を超えて試料・情報を提供してはならない。

10 インフォームド・コンセント

- (12) <u>他の研究を行う機関から試料等又は遺伝情報</u>の提供を受ける<u>研究責任者</u>は、 当該<u>試料等又は遺伝情報</u>に関するインフォームド・コンセントの内容を当該<u>他</u> <u>の研究を行う機関</u>からの文書等によって確認しなければならない。
- (3) 外部の機関から<u>試料・情報の提供を受ける研究責任者は、</u>当該<u>試料・情報</u>に 関するインフォームド・コンセントの内容を当該<u>外部の機関</u>からの文書等によって確認しなければならない。

6 研究を行う機関の長の責務

12 匿名化された情報の取扱い

(5) 研究を行う機関の長は、個人情報に該当しない匿名化された情報を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理することの重要性の研究者等への周知徹底、当該情報の管理(事故等の対応を含む。)、責任の明確化、研究者等以外の者による当該情報の取扱いの防止等、適切な措置を講じなければならない。

<匿名化した情報の取扱いに関する細則>

個人情報に該当しない匿名化された情報を取り扱う場合には、連結可能と連結不可能の区別に留意し、適切な措置を講じることとする。

(6) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務に係る<u>情報</u>の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された<u>個人情報の安全管理</u>及び個人情報に該当しない匿名化された情報の適切な取扱いが図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

改正指針(平成25年2月改正)

(1) 研究を行う機関の長は、個人情報に該当しない匿名化された情報を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理することの重要性の研究者等への周知徹底、当該情報の管理(事故等の対応を含む。)、責任の明確化、研究者等以外の者による当該情報の取扱いの防止等、適切な措置を講じなければならない。

<匿名化された情報の取扱いに関する細則>

個人情報に該当しない匿名化された情報を取り扱う場合には、連結可能と連結不可能の区別に留意し、適切な措置を講じることとする。連結可能匿名化された情報を取り扱う場合には、対応表の安全管理のために適切な措置を講じることとする。

<匿名化された遺伝情報の取扱いに関する細則>

個人情報に該当しない匿名化された遺伝情報を取り扱う場合には、その取り扱う情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他情報の安全管理のため、適切な安全管理措置を講じなければならない。個人情報に該当しない匿名化された遺伝情報の取扱いに関して講じるべき安全管理措置は、一般的に以下のとおりとするが、取り扱う遺伝情報の情報量や性質等に応じて変更できる。また、研究者等に個人情報に該当しない匿名化された遺伝情報を取り扱わせるに当たっては、あらかじめ、その情報量や性質等に応じて、当該情報の公開又は共有等の方針を提示する等、適切な措置を講じることとする。

- ・ 遺伝情報の安全管理についての責任と権限の明確化
- ・ 遺伝情報の安全管理措置を定める手順書等の整備とそれに従った運用
- 事故等への対処
- ・ 研究者等に対する遺伝情報の取扱いに関する教育の実施
- 入退館(室)管理の実施、盗難等の防止等
- ・ 遺伝情報及びそれを取り扱う情報システムのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、 監視等
- (2) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務に係る<u>個人情報に該当しない匿名化された</u>情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報に該当しない匿名化された情報の適切な取扱いが図られるよう、委託を受けた者が遵守すべき事項について、契約により担保するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
<委託を受けた者に対する監督に関する細則> 委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督とは、例えば委託契約書において、委託者が	<委託する場合に契約により担保すべき事項に関する細則> 委託を受けた者が遵守すべき事項として、契約により担保すべき事項は一般的に以下のと おりとするが、委託業務の内容に応じて他の事項を追加することができる。 ・委託を受けた者の匿名化された情報の取扱いに関する事項 ・委託の範囲を超えた利用の禁止 ・委託を受けた者以外への試料・情報の提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・契約終了後の試料・情報の廃棄・返却等に関する事項 <委託を受けた者に対する監督に関する細則> 委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督とは、例えば委託契約書において、委託者が
定める安全管理措置の内容を明示的に規定するとともに、当該内容が遵守されていることを 確認することである。	定める安全管理措置の内容を明示的に規定するとともに、当該内容が遵守されていることを 確認することである。
14 試料等の保存及び廃棄の方法 (1)保存の一般原則 研究責任者は、研究を行う機関内で試料等を保存する場合には、提供者又は代諾者等の同意事項を遵守し、研究計画書に定められた方法に従わなければならない。 (2)ヒト細胞・遺伝子・組織バンクへの提供 研究責任者は、試料等をヒト細胞・遺伝子・組織バンクに提供する場合には、当該バンクが試料等を一般的な研究用試料等として分譲するに当たり、連結不可能匿名化がなされることを確認するとともに、バンクに提供することの同意を含む提供者又は代諾者等の同意事項を遵守しなければならない。 (3)試料等の廃棄 研究責任者は、研究計画書に従い自ら保存する場合及びヒト細胞・遺伝子・組織バンクに提供する場合を除き、試料等の保存期間が研究計画書に定めた期間を過ぎた場合には、提供者又は代諾者等の同意事項を遵守し、匿名化して廃	(2) 研究責任者は、研究計画書に従い自ら保存する場合及び <u>試料・情報を他の研究を行う機関</u> に提供する場合を除き、 <u>試料・情報</u> の保存期間が研究計画書に定めた期間を過ぎた場合には、提供者又は代諾者等の同意事項を遵守し、匿名化
乗しなければならない。 13 研究実施前提供試料等の利用	14 研究を行う機関の既存試料・情報の利用

- (1) 研究を行う機関において、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施前に提供され、かつ、保存されている試料等の利用の可否は、提供者又は代諾者等の同意の有無又はその内容及び試料等が提供された時期を踏まえ、以下、(2) から(5) までに定めるところにより、倫理審査委員会の承認を得た上で、研究を行う機関の長が決定する。
- (2) 旧指針の施行後に提供された研究実施前提供試料等については、本指針の理念を踏まえて、研究を行う機関の長及び研究責任者は、その利用について慎重に判断し、また、倫理審査委員会は、研究における利用の可否を慎重に審査しなければならない。

<注>

旧指針の施行日は平成13年4月1日である。

(3) A群試料等(試料等の提供時に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究における利用 を含む同意が与えられている試料等)については、その同意の範囲内でヒトゲ ノム・遺伝子解析研究に利用することができる。

<A群試料等の利用に関する細則>

研究を行う機関の長及び研究責任者は、A群試料等が提供された時点における同意が、当該試料を利用して新たに行おうとするヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究目的と同じ研究目的に対して与えられたものであることを確認することとする。

また、他のヒトゲノム・遺伝子解析研究への利用に関し、そのヒトゲノム・遺伝子解析研究の意義、研究目的又は匿名化等の方法等に、どの程度言及された同意であったか、また、同意が得られた時期等にも配慮して判断しなければならない。

さらに、倫理審査委員会も、同様の事項に配慮して、その利用の取扱いを審査しなければならない。

(4) B群試料等(試料等の提供時に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられている試料等)は、提供者又は代諾者等からヒトゲノム・遺伝子解析研究への利用についての同意を受けない限り、原則として、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に利用してはならない。

改正指針(平成25年2月改正)

研究責任者は、自らの機関において保存している既存試料・情報をヒトゲノム・遺伝子解析研究に利用する場合(試料・情報を収集・分譲する場合を除く。)には、提供者又は代諾者等から既存試料・情報の利用に係る同意を受け、及び当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることができない場合には、次のいずれかに該当することについて倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長の許可を受けたときに限り、当該既存試料・情報を利用することができる。

- ア 当該既存試料・情報が連結不可能匿名化されていること。
- イ 当該既存試料・情報がアに該当しない場合において、当該既存試料・情報が連結可能匿名化されており対応表を有していないときは、当該ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施について既存試料・情報の利用目的を含む情報を提供者等に通知し、又は公開していること。
- ウ 当該既存試料・情報がア及びイに該当しない場合において、既存試料・情報の提供時に当該ヒトゲノム・遺伝子解析研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられているときは、次に掲げる要件を満たしていること。
- (ア) 当該ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施について既存試料・情報の利用 目的を含む情報を提供者等に通知し、又は公開していること。
- (イ) その同意が当該ヒトゲノム・遺伝子解析研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること。
- <u>エ 当該既存試料・情報がアからウまでに該当しない場合において、次に掲げ</u>る要件の全てを満たしていること又は法令に基づいていること。
- <u>(ア) 当該ヒトゲノム・遺伝子解析研究により提供者等に危険や不利益が及ぶおそれが極めて少ないこと。</u>
- (イ) 当該既存試料・情報を用いたヒトゲノム・遺伝子解析研究が公衆衛生の 向上のために必要がある場合であること。
- (ウ)他の方法では、事実上、当該ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施が不可能であること。
- (エ) 当該ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況について情報の公開を図り、 併せて提供者又は代諾者等に問合せ及び試料・情報の研究への利用の拒否 をする機会を保障するための措置が講じられていること。
- (オ) 提供者又は代諾者等の同意を得ることが困難であること。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たすとともに、倫理審査委員会の承 認を受け、かつ、研究を行う機関の長により許可された場合についてはこの限 りでない。

- ア 連結不可能匿名化されていることにより、提供者等に危険や不利益が及ぶ おそれがない場合
- イ 連結可能匿名化されており、かつ、B群試料等が提供された時点における 同意が、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の目的と相当の関連性を有すると合理 的に認められる場合であって、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の目的を提供者 に通知し、又は公表した場合

<B群試料等の利用に関する細則>

第4の13(4)のイに関して、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究目的を提供者に通知し、 又は公表することにより、提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する おそれがある場合、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究目的を提供者に通知し、又は公表す ることを要しない。

(5) C群試料等(試料等の提供時に、研究に利用することの同意が与えられていない試料等)は、提供者又は代諾者等からヒトゲノム・遺伝子解析研究への利用についての同意を受けない限り、原則として、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に利用してはならない。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たすとともに、倫理審査委員会の承 認を受け、かつ、研究を行う機関の長により許可された場合についてはこの限 りでない。

なお、B群試料等であって、提供された時点における同意がヒトゲノム・遺伝子解析研究の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないものはC 群試料等とみなす。

- ア 連結不可能匿名化されていることにより、提供者等に危険や不利益が及ぶ おそれがない場合
- <u>イ</u>連結可能匿名化されており、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合
- <u>(ア) ヒトゲノム・遺伝子解析研究により提供者等に危険や不利益が及ぶおそれが極めて少ないこと。</u>

改正指針(平成25年2月改正)

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
(イ) その試料等を用いたヒトゲノム・遺伝子解析研究が公衆衛生の向上のために必要がある場合であること	
めに必要がある場合であること。 (ウ)他の方法では事実上、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施が不可能であ	
ること。	
(エ)ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況について情報の公開を図り、併	
せて提供者又は代諾者等に問い合わせ及び試料等の研究への利用を拒否す	
る機会を保障するための措置が講じられていること。 (大) 提供表現は保護者等の同意を得ることが開業である。	
<u>(オ) 提供者又は代諾者等の同意を得ることが困難であること。</u> ウ 法令に基づく場合	
14 試料等の保存及び廃棄の方法	15 外部の機関の既存試料・情報の利用
(2) ヒト細胞・遺伝子・組織バンクへの提供	(1) 研究責任者は、外部の機関から既存試料・情報の提供を受けて研究を実施し
研究責任者は、試料等をヒト細胞・遺伝子・組織バンクに提供する場合には、	ようとする場合(試料・情報を収集・分譲する場合を除く。)は、提供を受ける
当該バンクが試料等を一般的な研究用試料等として分譲するに当たり、連結不	既存試料・情報の内容及び提供を受ける必要性を研究計画書に記載して倫理審
可能匿名化がなされることを確認するとともに、バンクに提供することの同意 を含む提供者又は代諾者等の同意事項を遵守しなければならない。	<u> </u>
<u>で召む提供有又はN語有等の问息事項で建立しない和よならない。</u>	<u>(2) 既存試料・情報の提供を打り有は、他の研究を打り機関にし下りノム・遺伝</u> 子解析研究に用いるために既存試料・情報を提供する場合には、提供時までに
	提供者又は代諾者等から試料・情報の提供及び当該研究における利用に係る同
	意を受け、並びに当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、
	<u>当該同意を受けることができない場合には、次のいずれかに該当するときに限</u>
	り、既存試料・情報を他の研究を行う機関に提供することができる。
	ア 当該既存試料・情報が連結不可能匿名化されていること。
	<u>イ 当該既存試料・情報がアに該当しない場合において、当該既存試料・情報</u> が連結可能匿名化されており対応表を提供しないときは、当該ヒトゲノム・
	<u>が建稿可能は石にされており対応表を提供しないとさば、当該に「ソノム」</u> 遺伝子解析研究の実施及び提供について既存試料・情報の利用目的を含む情
	報を提供者等に通知し、又は公開していることについて倫理審査委員会の承
	認を得て、所属機関の長の許可を受けていること。
	第6 個人情報の保護
3 保護すべき個人情報	<u>16</u> 保護すべき個人情報
(1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる	
氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの	氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで きることとなるものを含む。)をいう。

(2) 個人情報を連結不可能匿名化した情報は、個人情報に該当しない。個人情報 を連結可能匿名化した情報は、研究を行う機関において、当該個人情報に係る 個人と当該情報とを連結し得るよう新たに付された符号又は番号等の対応表を 保有していない場合は、個人情報に該当しない。

<連結可能匿名化された情報の取扱いに関する細則>

連結可能匿名化された情報を同一法人又は行政機関内の研究部門において取り扱う場合に は、当該研究部門について、研究部門以外で匿名化が行われ、かつ、その匿名化情報の対応は、当該研究部門について、研究部門以外で匿名化が行われ、かつ、その匿名化情報の対応 表が厳密に管理されていること等の事情を勘案して適切な措置を定めるなど、当該機関全体|表が厳密に管理されていること等の事情を勘案して適切な措置を定めるなど、当該機関全体 として十分な安全管理が確保されるよう、安全管理措置を定めることができる。

(3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究において扱う情報が、個人情報に該当しない場 合であっても、遺伝情報、診療情報等個人の特徴や体質を示す情報は、本指針 に基づき適切に取り扱われなければならない。

6 研究を行う機関の長の責務

(3) 研究を行う機関の長は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防 止その他個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管 理措置を講じなければならない。

また、研究者等に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安 全管理が図られるよう、当該研究者等に対する必要かつ適切な監督を行わなけ ればならない。

<安全管理措置に関する細則>

組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置は、取り扱う情報の性質に応じて、必要か つ適切な措置を求めるものである。

改正指針(平成25年2月改正)

(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで きることとなるものを含む。)をいう。

(2) 個人情報を連結不可能匿名化した情報は、個人情報に該当しない。個人情報 を連結可能匿名化した情報は、研究を行う機関において、当該個人情報に係る 個人と当該情報とを連結し得るよう新たに付された符号又は番号等の対応表を 保有していない場合は、個人情報に該当しない。

<連結可能匿名化された情報の取扱いに関する細則>

連結可能匿名化された情報を同一法人又は行政機関内の研究部門において取り扱う場合に として十分な安全管理が確保されるよう、安全管理措置を定めることができる。

(3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究において扱う情報が、個人情報に該当しない場 合であっても、遺伝情報、診療情報等個人の特徴や体質を示す情報は、本指針 の第5の12(1)及び(2)に基づき適切に取り扱わなければならない。

17 安全管理措置

(1)研究を行う機関の長は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防 止その他個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管 理措置を講じなければならない。

また、研究者等に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安 全管理が図られるよう、当該研究者等に対する必要かつ適切な監督を行わなけ ればならない。

<安全管理措置に関する細則>

組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置は、取り扱う情報の性質に応じて、必要か つ適切な措置を求めるものである。

その際、研究を行う機関の長において、個人情報が漏えい、滅失又はき損等をした場合に 本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、研究の性質、個人情報の取扱状況及び個人情 報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとす る。

1. 組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、安全管理について研究者等の責任と権限を明確に定め、安全管 理に対する規程や手順書(以下「規程等」という)を整備運用し、その実施状況を確認する|理に対する規程や手順書(以下「規程等」という。)を整備運用し、その実施状況を確認する ことをいう。組織的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

- ①個人情報の安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- ②個人情報の安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- ③個人情報の取扱い状況を一覧できる手段の整備
- ④個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善
- ⑤事故又は違反への対処
- 2. 人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、研究者等に対する、業務上秘密と指定された個人情報の非開示契 約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。人的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

- ①雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結
- ②研究者等に対する教育・訓練の実施
- 3. 物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、入退館(室)の管理、個人情報の盗難の防止等の措置をいう。 物理的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

- ①入退館(室)管理の実施
- ②盗難等の防止
- ③機器・装置等の物理的保護
- 4. 技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人情報及びそれを取り扱う情報システムのアクセス制御、不 正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人情報に対する技術的な安全管理措置をい「正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人情報に対する技術的な安全管理措置をい

- う。技術的安全管理措置には、以下の事項が含まれる。
- ①個人情報のアクセスにおける識別と認証
- ②個人情報のアクセス制御
- ③個人情報へのアクセス権限の管理
- ④個人情報のアクセス記録
- ⑤個人情報を取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人情報の移送・通信時の対策
- (7)個人情報を取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人情報を取り扱う情報システムの監視

改正指針(平成25年2月改正)

1. 組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、安全管理について研究者等の責任と権限を明確に定め、安全管 ことをいう。組織的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

- ①個人情報の安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- ②個人情報の安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- ③個人情報の取扱状況を一覧できる手段の整備
- ④個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善
- ⑤事故又は違反への対処
- 2. 人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、研究者等に対する、業務上秘密と指定された個人情報の非開示契 約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。人的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

- ①雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結
- ②研究者等に対する教育・訓練の実施
- 3. 物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、入退館(室)の管理、個人情報の盗難の防止等の措置をいう。 物理的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

- ①入退館(室)管理の実施
- ②盗難等の防止
- ③機器・装置等の物理的保護
- 4. 技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人情報及びそれを取り扱う情報システムのアクセス制御、不 う。技術的安全管理措置には、以下の事項が含まれる。

- ①個人情報のアクセスにおける識別と認証
- ②個人情報のアクセス制御
- ③個人情報へのアクセス権限の管理
- ④個人情報のアクセス記録
- ⑤個人情報を取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人情報の移送・通信時の対策
- (7)個人情報を取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人情報を取り扱う情報システムの監視

改正指針(平成25年2月改正)

- (4) 研究を行う機関の長は、死者に関する個人情報が死者の人としての尊厳や遺 族の感情及び遺伝情報が血縁者と共通していることに鑑み、生存する個人に関 する情報と同様に、死者に関する個人情報についても安全管理のため、組織的、 人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。
- (2) 研究を行う機関の長は、死者に関する個人情報が死者の人としての尊厳や遺 族の感情及び遺伝情報が血縁者と共通していることに鑑み、生存する個人に関 する情報と同様に、死者に関する個人情報についても安全管理のため、組織的、 人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。

6 研究を行う機関の長の青務

(6) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務に係る情報の取 扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安 全管理及び個人情報に該当しない匿名化された情報の適切な取扱いが図られる よう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

18 個人情報の取扱い

(1) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務に係る個人情報 の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報 の安全管理が図られるよう、委託を受けた者が遵守すべき事項について、契約 により担保するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わ なければならない。

<委託する場合に契約により担保すべき事項に関する細則>

委託を受けた者が遵守すべき事項について、契約により担保すべき事項は一般的に以下の とおりとするが、委託業務の内容に応じて追加できる。

- ・委託を受けた者の個人情報の取扱いに関する事項
- ・委託の範囲を超えた利用の禁止
- ・委託を受けた者以外への試料・情報の提供の禁止
- 業務上知り得た情報の守秘義務
- ・契約終了後の試料・情報の廃棄・返却等に関する事項

<委託を受けた者に対する監督に関する細則>

委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督とは、例えば委託契約書において、委託者が 定める安全管理措置の内容を明示的に規定するとともに、当該内容が遵守されていることを|定める安全管理措置の内容を明示的に規定するとともに、当該内容が遵守されていることを| 確認することである。

(7) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究において個人情報を取 り扱う場合、個人情報の保護を図るため、個人情報管理者を置かなければなら ない。

また、必要に応じ、責任、権限及び指揮命令系統を明確にした上で、個人情 報管理者の業務を分担して行う者(以下「分担管理者」という。)又は個人情報

<委託を受けた者に対する監督に関する細則>

委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督とは、例えば委託契約書において、委託者が 確認することである。

(2) 研究を行う機関の長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究において個人情報を取 り扱う場合、個人情報の保護を図るため、個人情報管理者を置かなければなら ない。

また、必要に応じ、責任、権限及び指揮命令系統を明確にした上で、個人情 報管理者の業務を分担して行う者(以下「分担管理者」という。)又は個人情報

管理者若しくは分担管理者の監督の下に実際の業務を行う補助者を置くことが できる。

<個人情報管理者の要件に関する細則>

個人情報管理者及び分担管理者は、刑法(明治40年法律第45号)第134条、国家公務員 法(昭和22 年法律第120 号)第100 条その他の法律により業務上知り得た秘密の漏えいを禁1法(昭和22 年法律第120 号)第100 条その他の法律により業務上知り得た秘密の漏えいを禁 じられている者(医師、薬剤師等)とする。

なお、個人情報管理者及び分担管理者は、その提供する試料等を用いてヒトゲノム・遺伝 きない。

- (12) 研究を行う機関の長は、許可した研究計画書の写し、研究の実施状況に関す る定期的な報告書の写し及び外部の有識者による実地調査結果の写しを個人情 報管理者に送付しなければならない。
- (14) 研究を行う機関の長は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的 (以下「利用目的」という。) をできる限り特定しなければならない。また、研 究を行う機関の長は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当 の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- (15) 研究を行う機関の長は、あらかじめ提供者の同意を得ないで、第2の6(14) により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱っ てはならない。
- (16) 研究を行う機関の長は、合併その他の事由により他の研究を行う機関から研 究を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ提供者の同 意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を 超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- (17) 研究を行う機関の長は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目 的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、提供者に通知し、 又は公表しなければならない。

改正指針(平成25年2月改正)

管理者若しくは分担管理者の監督の下に実際の業務を行う補助者を置くことが できる。

<個人情報管理者の要件に関する細則>

個人情報管理者及び分担管理者は、刑法(明治40年法律第45号)第134条、国家公務員 じられている者(医師、薬剤師等)とする。

なお、個人情報管理者及び分担管理者は、その提供する試料・情報を用いてヒトゲノム・ 子解析研究(試料等の提供を除く。)を実施する研究責任者又は研究担当者を兼ねることはで「遺伝子解析研究(試料・情報の提供又は収集・分譲を除く。)を実施する研究責任者又は研究 担当者を兼ねることはできない。

- (3)研究を行う機関の長は、許可した研究計画書の写し、研究の実施状況に関す る定期的な報告書の写し及び外部の有識者による実地調査結果の写しを個人情 報管理者に送付しなければならない。
- (4) 研究を行う機関の長は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的 (以下「利用目的」という。) をできる限り特定しなければならない。また、研 究を行う機関の長は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当 の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- (5) 研究を行う機関の長は、あらかじめ提供者の同意を得ないで、第6の18(4) により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱っ てはならない。
- (6) 研究を行う機関の長は、合併その他の事由により他の研究を行う機関から研 究を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ提供者の同 意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を 超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- (7) 研究を行う機関の長は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目 的を公表しているときを除き、速やかに、その利用目的を、提供者に通知し、 又は公表しなければならない。

<利用目的の公表に関する細則>

利用目的の公表とは、広く一般に内容を発表することであり、一般的に以下のとおりとす るが、研究の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法に変更できる。

改正指針(平成25年2月改正)

- ・ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載
- ・研究を行う機関の窓口等への書面の掲示・備付け
- ・パンフレット等への記載・配布
- (18) 研究を行う機関の長は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、提供者に通知し、又は公表しなければならない。
- (19) 研究を行う機関の長は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報 を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- (20) 研究を行う機関の長は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ提供者の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、提供者の同意を得ることが困難である場合
 - ウ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、提供者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある<u>場合</u>また、次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。
 - ア 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部 を委託する場合
 - イ 合併その他の事由による研究の承継に伴って個人情報が提供される場合
 - ウ 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並び に共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用す る者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は 名称について、あらかじめ、提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る 状態に置いている場合

なお、ウに規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (8) 研究を行う機関の長は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的に ついて、提供者に通知し、又は公表しなければならない。
- (9) 研究を行う機関の長は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報 を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- (10) 研究を行う機関の長は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ提供者の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、提供者の同意を得ることが困難であるとき
 - ウ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、提供者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある<u>とき</u>また、次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受け
 - る者は第三者に該当しないものとする。
 - ア 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部 を委託する場合
 - イ 合併その他の事由による研究の承継に伴って個人情報が提供される場合
 - ウ 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並び に共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用す る者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は 名称について、あらかじめ、提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る 状態に置いているとき

なお、ウに規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

<注>

改正指針(平成25年2月改正)

既存試料・情報が連結可能匿名化されており対応表を提供しない場合は、第5の15(2)の規定に基づき、当該既存試料・情報を第三者に提供することができることとする。

- (21) 研究を行う機関の長は、保有する個人情報に関し、次に掲げる事項について、 提供者の知り得る状態(提供者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならない。
 - ア 当該研究を行う機関の名称
 - イ <u>すべて</u>の保有する個人情報の利用目的(<u>第2の6(22)</u>アからウまでに該 当する場合を除く。)
 - ウ <u>第2の6 (22)、(23)、(24)、(25) 又は (26)</u> の求めに応じる手続 (手数 料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
 - エ 保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
- (22) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される 保有する個人情報の利用目的の通知を求められたときは、提供者又は代諾者等 に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア 利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- イ 利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより研究を行う機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ウ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- (11) 研究を行う機関の長は、保有する個人情報に関し、次に掲げる事項について、 提供者の知り得る状態(提供者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならない。
 - ア 当該研究を行う機関の名称
 - イ <u>全て</u>の保有する個人情報の利用目的 (<u>第6の18 (12)</u> アからウまでに該当する場合を除く。)
 - ウ <u>第6の18(12) 又は第6の19(1)、(2)、(3) 若しくは(4)</u>の求めに 応じる手続(手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
 - エ 保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
- (12) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される 保有する個人情報の利用目的の通知を求められたときは、提供者又は代諾者等 に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア 利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- イ 利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより研究を行う機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ウ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を提供者若しくは代諾者等に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

6 研究を行う機関の長の責務

(23) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される 保有する個人情報の開示(当該提供者が識別される保有する個人情報が存在し ないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、提

19 個人情報の開示等

(1) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される 保有する個人情報の開示(当該提供者が識別される保有する個人情報が存在し ないときにその旨を知らせることを含む。)を求められたときは、提供者又は代

供者又は代諾者等に対し、<u>文書</u>により、遅滞なく、当該保有する個人情報を開示しなければならない。

ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は 一部を開示しないことができる。

ア 提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ 法令に違反することとなる場合

なお、保有する個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をした ときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなら ない。

<注>

遺伝情報の開示については、<u>第3の11</u>において研究責任者の責務において行わせることとする。

(24) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有する個人情報の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有する個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

また、保有する個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行った とき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対 し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しな ければならない。

(25) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される 保有する個人情報が第2の6(15)若しくは(16)に違反して取り扱われているという理由又は第2の5(10)に違反して取得されたものであるという理由 によって、当該保有する個人情報の利用の停止又は消去(以下この項及び第2

改正指針(平成25年2月改正)

諾者等に対し、<u>書面の交付又は開示の求めを行った者が同意した方法</u>により、 遅滞なく、当該保有する個人情報を開示しなければならない。

ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は 一部を開示しないことができる。

- ア 提供者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- <u>イ 研究を行う機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあ</u> る場合
- ウ 法令に違反することとなる場合

なお、保有する個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をした ときは、提供者又は代諾者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなら ない。

<注>

遺伝情報の開示については、第3の8において研究責任者の責務において行わせることとする。

(2) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有する個人情報の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときを除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有する個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

また、保有する個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行った とき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に対 し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しな ければならない。

(3) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される 保有する個人情報が<u>第6の18(5)若しくは(6)</u>に違反して取り扱われてい るという理由又は<u>第2の3</u>(10)に違反して取得されたものであるという理由 によって、当該保有する個人情報の利用の停止又は消去(以下この項及び第6

の6(27)において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その 求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、 遅滞なく、当該保有する個人情報の利用停止等を行わなければならない。

ただし、当該保有する個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その 他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、提供者の権利利益を保護す るために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

<利用停止等に関する細則>

本指針において、利用停止等とはインフォームド・コンセントの撤回を受けて、廃棄等を 行うこと等である。

(26) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される 保有する個人情報が第2の6(20)に違反して第三者に提供されているという 理由によって、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止を求められた場 合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保 有する個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要す る場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、提供者 の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限 りでない。

- (27) 研究を行う機関の長は、第2の6(25)に基づき求められた保有する個人情 報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を 行わない旨の決定をしたとき、又は第2の6(26)に基づき求められた保有す る個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しく は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に 対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- (28) 研究を行う機関の長は、第2の6 (22)、(23)、(24) 又は (27) により、提 供者又は代諾者等から求められた措置の全部又は一部について、その措置をと らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合 は、提供者又は代諾者等に対し、その理由を説明するよう努めなければならな い。

改正指針(平成25年2月改正)

の19(5)において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その 求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、 遅滞なく、当該保有する個人情報の利用停止等を行わなければならない。

ただし、当該保有する個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その 他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、提供者の権利利益を保護す るために必要なこれに代わるべき措置を採るときは、この限りでない。

(4) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等から、当該提供者が識別される 保有する個人情報が第6の18(10)に違反して第三者に提供されているという 理由によって、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止を求められた場 合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保 有する個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要す る場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、提供者 の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を採るときは、この限 りでない。

- (5) 研究を行う機関の長は、第6の19(3)に基づき求められた保有する個人情 報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を 行わない旨の決定をしたとき、又は第6の19(4)に基づき求められた保有す る個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しく は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、提供者又は代諾者等に 対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- (6) 研究を行う機関の長は、第6の18(12) 又は第6の19(1)、(2) 若しくは (5) により、提供者又は代諾者等から求められた措置の全部又は一部につい て、その措置を採らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置を採る旨 を通知する場合は、提供者又は代諾者等に対し、その理由を説明するよう努め なければならない。
- (29)研究を行う機関の長は、第2の6(22)、(23)、(24)、(25) 又は(26)によ│(7)研究を行う機関の長は、第6の18(12)又は第6の19(1)、(2)、(3)若

る求め(以下「開示等の求め」という。)を受け付ける方法として、次に掲げる 事項を定めることができる。この場合において、提供者又は代諾者等は、当該 方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- ア 開示等の求めの申出先
- イ 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様 式その他の開示等の求めの方式
- ウ 開示等の求めをする者が提供者又は代諾者等であることの確認の方法
- エ 手数料の徴収方法
- (30) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等に対し、開示等の求めに関し、 その対象となる保有する個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めること ができる。この場合において、研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等が 容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有する個人情報 の特定に資する情報の提供その他提供者又は代諾者等の利便を考慮した適切な 措置をとらなければならない。
- (31) 研究を行う機関の長は、第2の6(29) 及び(30) に基づき開示等の求めに 応じる手続を定めるに当たっては、提供者又は代諾者等に過重な負担を課する ものとならないよう配慮しなければならない。
- (32) 研究を行う機関の長は、第2の6(22)による利用目的の通知又は第2の6 (23) による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収 することができる。

その場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、そ の手数料の額を定めなければならない。

(33) 研究を行う機関の長は、苦情等の窓口を設置する等、提供者等からの苦情や 問い合わせ等に適切かつ迅速に対応しなければならない。

なお、研究を行う機関の長は、苦情等の窓口が、提供者等にとって利用しや すいものとなるよう、担当者の配置、利用手続等について配慮しなければなら ない。

8 個人情報管理者の責務

として、研究計画書に基づき、研究責任者からの依頼により、ヒトゲノム・遺

改正指針(平成25年2月改正)

しくは(4)による求め(以下「開示等の求め」という。)を受け付ける方法と して、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、提供者又は 代諾者等は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- ア 開示等の求めの申出先
- イ 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様 式その他の開示等の求めの方式
- ウ 開示等の求めをする者が提供者又は代諾者等であることの確認の方法
- エ 手数料の徴収方法
- (8) 研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等に対し、開示等の求めに関し、 その対象となる保有する個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めること ができる。この場合において、研究を行う機関の長は、提供者又は代諾者等が 容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有する個人情報 の特定に資する情報の提供その他提供者又は代諾者等の利便を考慮した適切な 措置を採らなければならない。
- (9) 研究を行う機関の長は、第6の19(7)及び(8)に基づき開示等の求めに 応じる手続を定めるに当たっては、提供者又は代諾者等に過重な負担を課する ものとならないよう配慮しなければならない。
- (10) 研究を行う機関の長は、第6の18(12)による利用目的の通知又は第6の19 (1) による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収 することができる。

その場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、そ の手数料の額を定めなければならない。

(11) 研究を行う機関の長は、苦情等の窓口を設置する等、提供者等からの苦情や 問合せ等に適切かつ迅速に対応しなければならない。

なお、研究を行う機関の長は、苦情等の窓口が、提供者等にとって利用しや すいものとなるよう、担当者の配置、利用手続等について配慮しなければなら ない。

20 個人情報管理者の責務

(1)個人情報管理者(分担管理者を含む。以下第2の8において同じ。)は、原則 (1)個人情報管理者(分担管理者を含む。以下第6の 20 において同じ。)は、原 則として、研究計画書に基づき、研究責任者からの依頼により、ヒトゲノム・

伝子解析研究の実施前に<u>試料等</u>又は遺伝情報を匿名化しなければならない。 ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、 研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、 試料等又は遺伝情報の匿名化を行わないことができる。

(2) 個人情報管理者は、匿名化の際に取り除かれた個人情報を、原則として外部の機関及び<u>試料等</u>の提供が行われる機関における研究部門に提供してはならない。

ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、個人情報を外部の機関及び<u>試料等</u>の提供が行われる機関における研究部門に提供することができる。

(3) 個人情報管理者は、匿名化作業の実施のほか、匿名化作業に当たって作成した対応表等の管理、廃棄を適切に行い、個人情報が含まれている情報が漏えい しないよう厳重に管理しなければならない。

改正指針(平成25年2月改正)

遺伝子解析研究の実施前に試料・情報を匿名化しなければならない。

ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、 研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、 試料・情報の匿名化を行わないことができる。

(2) 個人情報管理者は、匿名化の際に取り除かれた個人情報を、原則として外部の機関及び<u>試料・情報</u>の提供が行われる機関における研究部門に提供してはならない。

ただし、提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において認められている場合には、個人情報を外部の機関及び<u>試料・情報</u>の提供が行われる機関における研究部門に提供することができる。

(3) 個人情報管理者は、匿名化作業の実施のほか、匿名化作業に当たって作成した対応表等の管理、廃棄を適切に行い、個人情報が含まれている情報が漏えいしないよう厳重に管理しなければならない。

第5 見直し

15 見直し

この指針は、必要に応じ、又は施行後5年を目途としてその全般に関して検討を加えた上で、見直しを行うものとする。

(「第8 見直し」に移動)

(第8の22「見直し」に移動)

第6 用語の定義

16 用語の定義

(1) 試料等

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排 泄物及びこれらから抽出した人のDNA等の人の体の一部並びに提供者の診療 情報、その他の研究に用いられる情報(死者に係るものを含む。)をいう。

ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に 広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な組織、細胞、体液及び排泄物並 びにこれらから抽出した人のDNA等は、含まれない。

第7 用語の定義

21 用語の定義

(1) <u>試料・情報</u>

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出した人のDNA等の人の体の一部並びに提供者の診療情報、遺伝情報その他の研究に用いられる情報(死者に係るものを含む。)をいう。

ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な組織、細胞、体液及び排泄物並びにこれらから抽出した人のDNA等は、含まれない。

<注1>

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第 104 号)に基づいて脳死と判定された人からの 試料等の提供については、臓器の摘出により心臓の拍動停止、呼吸停止及び瞳孔散大という「試料・情報の提供については、臓器の摘出により心臓の拍動停止、呼吸停止及び瞳孔散大と る。

<注2>

受精卵、胚、胎児、ES細胞等の提供を受けて研究を実施することについては、本指針の 本指針を充足しているのみでそれらの研究を実施することを適当とする趣旨ではない。

(2)診療情報

診断及び治療を通じて得られた疾病名、投薬名、検査結果等の情報をいう。

(3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究

提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得る ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとす る研究をいう。本研究に用いる試料等の提供のみが行われる場合も含まれる。

薬事法(昭和35年法律第145号)に基づき実施される医薬品の臨床試験及び 市販後調査、又は医療機器の製造、輸入承認申請のために実施される臨床試験 及び市販後調査については、同法に基づき、既に医薬品の臨床試験の実施の基 準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)及び医薬品の市販後調査の基準に 関する省令(平成9年厚生省令第10号)により規制されており、本指針の対象 としない。

<本指針の対象とするヒトゲノム・遺伝子解析研究の範囲に関する細則>

DNA又はmRNAから作られた相補DNAの塩基配列等の構造又は機能を解析するもの

改正指針(平成25年2月改正)

<注1>

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第 104 号)に基づいて脳死と判定された人からの 「死の三徴候」の状態を迎えた後に試料等の提供を受けることで足りることを前提としていいう「死の三徴候」の状態を迎えた後に試料・情報の提供を受けることで足りることを前提 としている。

<注2>

受精卵、胚、胎児、ES細胞等の提供を受けて研究を実施することについては、本指針の 趣旨を踏まえることは必要であるが、別途、倫理上の観点等からの慎重な検討が必要であり、「趣旨を踏まえることは必要であるが、別途、倫理上の観点等からの慎重な検討が必要であり、 本指針を充足しているのみでそれらの研究を実施することを適当とする趣旨ではない。

(2)診療情報

診断及び治療を通じて得られた疾病名、投薬名、検査結果等の情報をいう。

(3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究

提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得る ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料・情報を用いて明らかにしよう とする研究をいう。本研究に用いる試料・情報の提供又は収集・分譲が行われ る場合も含まれる。

薬事法(昭和35年法律第145号)に基づき実施される医薬品又は医療機器の 臨床試験並びに製造販売後の調査及び試験については、同法に基づき、既に医 薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)、医薬 品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成16年厚生労働 省令第171号。ただし、同法第14条の4第4項及び第14条の6第4項(これ らの規定を同法第19条の4において準用する場合を含む。)に規定する製造販 売後の調査及び試験に限る。)、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年厚生労働省令第 36 号) 及び医療機器の製造販売後の調査及び試験 の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 38 号)により規制され ており、本指針の対象としない。

<本指針の対象とするヒトゲノム・遺伝子解析研究の範囲に関する細則>

1. 本指針の対象とするヒトゲノム・遺伝子解析研究は、提供者の白血球等の組織を用いて、1. 本指針の対象とするヒトゲノム・遺伝子解析研究は、提供者の白血球等の組織を用いて、 DNA又はmRNAから作られた相補DNAの塩基配列等の構造又は機能を解析するもの

であり、その主たるものとして、いわゆる生殖細胞系列変異又は多型 (germline mutation or polymorphism) を解析する研究がある。一方、がん等の疾病において、病変部位にのみ 後天的に出現し、次世代には受け継がれないゲノム又は遺伝子の変異を対象とする研究(い わゆる体細胞変異 (somatic mutation) を解析する研究をいい、変異の確認のために正常 組織を解析する場合を含む。)、遺伝子発現に関する研究及びたんぱく質の構造又は機能に 関する研究については、原則として本指針の対象としない。ただし、このような研究であ っても、子孫に受け継がれ得るゲノム又は遺伝子に関する情報を明らかにする目的で研究 が実施される場合には、本指針の対象とする。なお、本指針の対象としないこれらの体細 胞変異、遺伝子発現及びたんぱく質の構造又は機能に関する研究においても、本指針の趣 旨を踏まえた適切な対応が望まれる。

- 2.1.で示した本指針の対象としない研究を行う過程で、偶然の理由により遺伝情報(遺 2.1.で示した本指針の対象としない研究を行う過程で、偶然の理由により遺伝情報(遺 伝情報を得るに当たって使用された試料等を含む。) が得られた場合には、ヒトゲノム・遺 伝子解析研究目的での使用、適切な管理(個人情報に該当する場合は安全管理措置、個人 情報に該当しない匿名化情報の場合には適切な取扱い)、保存、匿名化して廃棄する等、そ の試料等の取扱いは、研究を行う機関の長が倫理審査委員会に諮った上で決定することと する。
- 子解析研究が実施される研究、診療において得られた試料等又は遺伝情報を二次的に利用 する研究を含む。
- 4. 教育目的で実施される牛物実習等、構造や機能が既知の遺伝子領域について実施される 4. 教育目的で実施される牛物実習等、構造や機能が既知の遺伝子領域について実施される 遺伝子構造解析実習で、実習目的以外には試料等や解析結果の利用が行われないものにつ いては、本指針の対象としない。ただし、これらの目的で遺伝子解析を行う場合において も、本指針の趣旨を踏まえた適切な対応が望まれる。

(4)遺伝情報

試料等を用いて実施されるヒトゲノム・遺伝子解析研究の過程を通じて得ら れ、又は既に試料等に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝 的特徴及び体質を示すものをいう。

(5) 匿名化

提供者の個人情報が法令、本指針又は研究計画に反して外部に漏えいしない よう、その個人情報から個人を識別する情報の全部又は一部を取り除き、代わ りに当該提供者とかかわりのない符号又は番号を付すことをいう。試料等に付

改正指針(平成25年2月改正)

であり、その主たるものとして、いわゆる生殖細胞系列変異又は多型 (germline mutation or polymorphism) を解析する研究がある。一方、がん等の疾病において、病変部位にのみ 後天的に出現し、次世代には受け継がれないゲノム又は遺伝子の変異を対象とする研究(い わゆる体細胞変異 (somatic mutation) を解析する研究をいい、変異の確認のために正常 組織を解析する場合を含む。)、遺伝子発現に関する研究及びたんぱく質の構造又は機能に 関する研究については、原則として本指針の対象としない。ただし、このような研究であ っても、子孫に受け継がれ得るゲノム又は遺伝子に関する情報を明らかにする目的で研究 が実施される場合には、本指針の対象とする。なお、本指針の対象としないこれらの体細 胞変異、遺伝子発現及びたんぱく質の構造又は機能に関する研究においても、本指針の趣 旨を踏まえた適切な対応が望まれる。

- 伝情報を得るに当たって使用された試料・情報を含む。) が得られた場合には、ヒトゲノム・ 遺伝子解析研究目的での使用、適切な管理(個人情報に該当する場合は安全管理措置、個 人情報に該当しない匿名化情報の場合には適切な取扱い)、保存、匿名化して廃棄する等、 その試料・情報の取扱いは、研究を行う機関の長が倫理審査委員会に諮った上で決定する こととする。
- 3. 主たる内容がヒトゲノム・遺伝子解析研究ではないが、一部においてヒトゲノム・遺伝 3. 主たる内容がヒトゲノム・遺伝子解析研究ではないが、一部においてヒトゲノム・遺伝 子解析研究が実施される研究、診療において得られた試料・情報を二次的に利用する研究 を含む
 - 遺伝子構造解析実習で、実習目的以外には試料・情報や解析結果の利用が行われないもの については、本指針の対象としない。ただし、これらの目的で遺伝子解析を行う場合にお いても、本指針の趣旨を踏まえた適切な対応が望まれる。

(4)遺伝情報

試料・情報を用いて実施されるヒトゲノム・遺伝子解析研究の過程を通じて 得られ、又は既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個 人の遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。

(5) 匿名化

提供者の個人情報が法令、本指針又は研究計画に反して外部に漏えいしない よう、その個人情報から個人を識別する情報の全部又は一部を取り除き、代わ りに当該提供者と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。試料・情報に

随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であっても、 各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、当該提供者を |識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部を取り除いて、当該| 提供者が識別できないようにすることをいう。匿名化には、次に掲げるものが ある。

ア連結可能匿名化

必要な場合に提供者を識別できるよう、当該提供者と新たに付された符号 又は番号の対応表を残す方法による匿名化

イ 連結不可能匿名化

提供者を識別できないよう、上記アのような対応表を残さない方法による 匿名化.

(6) 個人情報管理者

試料等の提供が行われる機関を含め、個人情報を取り扱う 研究を行う機関 において、当該機関の長の指示を受け、提供者等の個人情報がその機関の外部 に漏えいしないよう個人情報を管理し、かつ、匿名化する責任者をいう。

(7) インフォームド・コンセント

試料等の提供を求められた人が、研究責任者から事前にヒトゲノム・遺伝子 解析研究に関する十分な説明を受け、その研究の意義、目的、方法、予測され る結果や不利益等を理解し、自由意思に基づいて与える試料等の提供及び試料 等の取扱いに関する同意をいう。本指針においては、文書によることが求めら れる。

(8) 代諾者等

提供者にインフォームド・コンセントを与える能力がない場合に、当該提供 者の代わりにインフォームド・コンセントを与える人をいう。提供者が死者で ある場合にあっては、遺族をいう。

なお、遺族を含めずに使用する場合は、「代諾者」という。

<注>

代諾者等は、あくまでも提供者の人権を守る観点から、その人の代わりに試料等の提供等| に同意するかどうかを決める人であり、代諾者等自身の遺伝的問題については、別途の対応|供等に同意するかどうかを決める人であり、代諾者等自身の遺伝的問題については、別途の の考慮が必要である。

改正指針(平成25年2月改正)

付随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であって も、各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、当該提供 者を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部を取り除いて、 当該提供者が識別できないようにすることをいう。匿名化には、次に掲げるも のがある。

ア連結可能匿名化

必要な場合に提供者を識別できるよう、当該提供者と新たに付された符号 又は番号の対応表を残す方法による匿名化

イ 連結不可能署名化

提供者を識別できないよう、上記アのような対応表を残さない方法による 匿名化.

(6) 個人情報管理者

試料・情報の提供が行われる機関を含め、個人情報を取り扱う研究を行う機 関において、当該機関の長の指示を受け、提供者等の個人情報がその機関の外 部に漏えいしないよう個人情報を管理し、かつ、匿名化する責任者をいう。

(7) インフォームド・コンセント

試料・情報の提供を求められた人が、研究責任者から事前にヒトゲノム・遺 伝子解析研究に関する十分な説明を受け、その研究の意義、目的、方法、予測 される結果や不利益等を理解し、自由意思に基づいて与える試料・情報の提供 及び試料・情報の取扱いに関する同意をいう。本指針においては、文書による ことが求められる。

(8) 代諾者等

提供者にインフォームド・コンセントを与える能力がない場合に、当該提供 者の代わりにインフォームド・コンセントを与える人をいう。提供者が死者で ある場合にあっては、遺族をいう。

なお、遺族を含めずに使用する場合は、「代諾者」という。

<注>

代諾者等は、あくまでも提供者の人権を守る観点から、その人の代わりに試料・情報の提 対応の考慮が必要である。

(9) 研究を行う機関

ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する機関及び個人事業者(試料等の提供 が行われる機関を含む。)をいう。

<研究を行う機関に関する細則>

ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する機関は、法人及び行政機関(行政機関の保有する 個人情報の保護に関する法律第2条に規定する行政機関)である。

(10) 試料等の提供が行われる機関

研究を行う機関のうち、医療機関や保健所のように、人々から試料等の提供 が行われる機関をいう。

<試料等の提供が行われる機関に関する細則>

大学等のように同一法人内に研究を行う部門と試料等の提供が行われる部門がある場合に は、当該法人は試料等の提供が行われる機関である。

(11) 共同研究機関

研究計画書に記載されたヒトゲノム・遺伝子解析研究を共同して行う研究を 行う機関をいう。ある研究を行う機関がその機関以外の試料等の提供が行われ る機関から試料等の提供を受ける場合には、その試料等の提供が行われる機関 を含む。

<共同研究機関間の個人情報の取扱いに関する細則>

個人情報を研究計画書に記載された共同研究機関間において共同で利用する場合には、そ の旨並びに共同で利用される個人情報の項目、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管の旨並びに共同で利用される個人情報の項目、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管 理について、あらかじめ、提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る状態に置かなけれ 理について、あらかじめ、提供者に通知し、又は提供者が容易に知り得る状態に置かなけれ

改正指針(平成25年2月改正)

(9) 研究を行う機関

ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する機関及び個人事業者(試料・情報の 提供が行われる機関及び試料・情報の収集・分譲を行う機関を含む。)をいう。

<研究を行う機関に関する細則>

ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する機関は、法人及び行政機関(行政機関の保有する 個人情報の保護に関する法律第2条に規定する行政機関)である。

(10) 試料・情報の提供が行われる機関

研究を行う機関のうち、医療機関や保健所のように、人々から試料・情報の 提供が行われる機関をいう。

<試料・情報の提供が行われる機関に関する細則>

大学等のように同一法人内に研究を行う部門と試料・情報の提供が行われる部門がある場 合には、当該法人は試料・情報の提供が行われる機関である。

(11) 試料・情報の収集・分譲を行う機関

研究を行う機関のうち、他の機関から試料・情報の提供を受け、提供された 試料・情報について、ヒトゲノム・遺伝子解析研究用の資源として品質管理を 実施して、他の研究を行う機関に提供する(本指針においてこれらの行為を「収 集・分譲」という。)機関をいう。

(12) 共同研究機関

研究計画書に記載されたヒトゲノム・遺伝子解析研究を共同して行う研究を 行う機関をいう。ある研究を行う機関がその機関以外の試料・情報の提供が行 われる機関から試料・情報の提供を受ける場合には、その試料・情報の提供が 行われる機関を含む。

<共同研究機関間の個人情報の取扱いに関する細則>

個人情報を研究計画書に記載された共同研究機関間において共同で利用する場合には、そ

改正指針(平成25年2月改正)

ばならない。

(12) 外部の機関

ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う研究者等が所属する研究を行う機関以外 の研究を行う機関等をいう。

(13) 倫理審査委員会

ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施の適否その他の事項について、提供者等の人権の保障等の倫理的観点とともに科学的観点を含めて調査審議するため、研究を行う機関の長の諮問機関として置かれた合議制の機関をいう。

(14) 研究者等

研究を行う機関において、研究責任者、研究担当者(<u>試料等</u>の提供を受ける業務を行う者を含む。)、遺伝カウンセリングを実施する者、個人情報保護の業務を行う者、研究を行う機関の長その他のヒトゲノム・遺伝子解析研究に携わる関係者をいう。

(15) 研究責任者

個々の研究を行う機関において、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を遂行するとともに、その研究計画に係る業務を統括する者であって、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の有用性及び限界並びに生命倫理について十分な知識を有する研究者をいう。

(16) 研究担当者

研究責任者の指示や委託に従ってヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する者であって、業務の内容に応じて必要な知識と技能を持つ研究者、医師、薬剤師、 看護師及び臨床検査技師等をいう。

(17) 提供者

ヒトゲノム・遺伝子解析研究のための<u>試料等</u>を提供する人をいう。なお、提供者の家族、血縁者、代諾者等のように、提供者の遺伝情報に<u>かかわり</u>があると考えられる人を含める場合には、「提供者等」という。

(18) 遺伝カウンセリング

遺伝医学に関する知識及びカウンセリングの技法を用いて、対話と情報提供 を繰り返しながら、遺伝性疾患をめぐり生じ得る医学的又は心理的諸問題の解 消又は緩和を目指し、支援し、又は援助することをいう。

ばならない。

(13) 外部の機関

ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う研究者等が所属する研究を行う機関以外 の研究を行う機関等をいう。

(14) 倫理審査委員会

ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施の適否その他の事項について、提供者等の人権の保障等の倫理的観点とともに科学的観点を含めて調査審議するため、研究を行う機関の長の諮問機関として置かれた合議制の機関をいう。

(15) 研究者等

研究を行う機関において、研究責任者、研究担当者 (<u>試料・情報</u>の提供を受ける業務を行う者<u>及び試料・情報の収集・分譲の業務を行う者</u>を含む。)、遺伝カウンセリングを実施する者、個人情報保護の業務を行う者、研究を行う機関の長その他のヒトゲノム・遺伝子解析研究に携わる関係者をいう。

(16) 研究責任者

個々の研究を行う機関において、<u>ヒトゲノム・遺伝子解析研究の有用性及び</u>限界性並びに生命倫理について十分な知識を有する研究者であって、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を遂行するとともに、その研究計画に係る業務を統括する者をいう。

(17) 研究担当者

研究責任者の指示や委託に従ってヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する者であって、業務の内容に応じて必要な知識と技能を持つ研究者、医師、薬剤師、 看護師及び臨床検査技師等をいう。

(18) 提供者

ヒトゲノム・遺伝子解析研究のための<u>試料・情報</u>を提供する人をいう。なお、 提供者の家族、血縁者、代諾者等のように、提供者の遺伝情報に<u>関わり</u>がある と考えられる人を含める場合には、「提供者等」という。

(19) 遺伝カウンセリング

遺伝医学に関する知識及びカウンセリングの技法を用いて、対話と情報提供 を繰り返しながら、遺伝性疾患をめぐり生じ得る医学的又は心理的諸問題の解 消又は緩和を目指し、支援し、又は援助することをいう。

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
(19) 研究実施前提供試料等	(20) 既存試料・情報
	<u> </u>
かつ、保存されている試料等をいう。試料等の提供時における利用目的の特定	ア ヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究計画書の作成時までに既に存在する試
と同意の状況に応じて、次に掲げるものに分かれる。	<u> </u>
ア A 群試料等	イ ヒトゲノム・遺伝子解析研究の研究計画書の作成時以降に収集した試料・
試料等の提供時に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究における利用が利用目的	情報であって収集の時点においては当該ヒトゲノム・遺伝子解析研究に用い
として提供者に明示され、当該目的に利用することに対して同意が与えられ	ることを目的としていなかったもの
<u>イ</u> B群試料等	
試料等の提供時に、「医学的研究に用いることに同意する」等のように、ヒ	
トゲノム・遺伝子解析研究における利用が利用目的として提供者に明示され	
ておらず、当該目的への利用が明示されていない研究に対する同意のみが与	
<u>えられている試料等をいう。</u>	
<u>ウ C群試料等</u>	
試料等の提供時に、研究に利用することが利用目的として提供者に明示さ	
れているか否かにかかわらず、研究に利用することの同意が与えられていな	
<u>い試料等をいう。</u>	
<u>(20) ヒト細胞・遺伝子・組織バンク</u>	
提供されたヒトの細胞、遺伝子、組織等について、研究用資源として品質管	
理を実施して、不特定多数の研究者に分譲する非営利的事業をいう。	
第5 見直し	第8 見直し
<u>15</u> 見直し	<u>22</u> 見直し
この指針は、必要に応じ、又は施行後5年を目途としてその全般に関して検討を	
加えた上で、見直しを行うものとする。	<u>を踏まえ、</u> 必要に応じ、又は施行後5年を目途としてその全般に関して検討を加え
	た上で、見直しを行うものとする。
第7 細則	第 <u>9</u> 細則
17 細則	23 細則
本指針に定めるもののほか、本指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。	本指針に定めるもののほか、本指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

旧指針(平成16年2月改正)	改正指針(平成25年2月改正)
第8 施行期日	第 <u>10</u> 施行期日
18 施行期日 本指針は、 <u>平成17年4月1日</u> から施行する。	24 施行期日 本指針は、平成25年4月1日から施行する。
	第 11 経過措置
	25 経過措置 本指針の施行の際現に実施中のヒトゲノム・遺伝子解析研究におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の適用については、なお従前の例による。 ただし、当該ヒトゲノム・遺伝子解析研究について、本指針施行後に研究計画を変更する場合は、本指針が適用される。